

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会

第6回委員会 会議録

日時：平成30年2月1日（木）10：00～16：30

場所：高知城ホール2階 くすのき

事務局：それでは、定刻となりましたので、ただいまから新たな管理型最終処分場候補地選定委員会第6回委員会を開催いたします。私は環境対策課、課長補佐の岡本でございます。よろしく願いいたします。議題に入ります前に、本日、雪のため、大崎委員が欠席となりました。それから、高松からお越しの山中委員が高速道路の凍結のため、少し遅れるとご連絡いただいております。それから、中澤委員が所用のため、少し遅れるとご連絡いただいております。それでは、委員会の開催にあたりまして、高知県林業振興・環境部長の田所からご挨拶をさせていただきます。

事務局：皆様におかれましては、本日、第6回委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。お忙しい中、そして今日は雪が降るという天候の悪い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。この委員会につきましては、昨年6月、第1回を開催させていただきまして、本日が第6回ということで、いよいよ前回11箇所に絞っていただいた中から最終候補地ということで、複数箇所を選定いただければと考えておるところでございます。私どもは、この間11箇所につきましては、現地踏査をいたしましたり、さらに詳しい地形判読を行い、また概略施設計画案を作成して、建設費のおおまかな試算をしてみたりということで、色々検証をしてみました。その内容を今日、ご報告させていただきまして、皆様方に評価、ご判断をいただければと思っております。これまでも申し上げてきておりますけれども、委員の皆様にはそれぞれ専門の立場、専門の分野、色々なご経験を踏まえ、それらをぜひこの場で引き続き、お出しいただいて、ご議論を深めていただきたいと思いますし、県としましてもこの検討委員会が客観的かつ透明性のあるプロセスで行われているということ、しっかりと県民の皆様にご伝えたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。今日は午前中から午後にかけてという長丁場になりますけれども、よろしくお願い致します。

事務局：先ほど、部長の挨拶にもありましたとおり、本日の委員会は途中、昼食を挟むこととなります。委員長には恐れ入りますが、きりのいいタイミングで食事休憩をとっていただきますようお願い致します。また、審議の合間の休憩につきましても、委員長のタイミングでお願い致します。それでは、早速ではご

ございますが、ここからの進行は委員長にお願いします。よろしくお願いいたします。

委員長：皆さん、おはようございます。まず、先ほど部長からお話のあった客観性のある検討プロセスについてですが、特に私、西條委員、石川委員をはじめ大学の人間は客観性のある検討を行っているということを担保することが、この委員会での役目かなと思っております。ですので、そのところに重きをおいて今日の検討をいたしますので、ご協力をお願いします。それと、客観性のところは大学の人間が担保いたしますので、他の部分で自由闊達なご意見をぜひ皆さんにお出しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。そうしましたら、これから審議に入ってまいります。報告事項の前に本日の委員会審議の取り扱いについて、お諮りしたいと思います。もう皆さんご理解されているように、今日出てくる資料は、処分場の候補地の地図とか、いわゆる個人情報が多くございます。ですから、この個人情報の取り扱いという観点に鑑みて、公開するか、非公開とするかというところを毎回、議事の前に審議しているところでございます。まず、この件につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局：着席で失礼いたします。本委員会の審議につきましては、委員会設置要綱第6条第4項におきまして、原則公開としております。ただし、高知県情報公開条例第6条第1項第1号から7号までに規定する情報、いわゆる非公開情報と申します、に該当する事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより公正または円滑な審議が著しく疎外され、会の目的が達せないと認められる場合には、委員会の決定により非公開とすることができるとしております。本日の委員会の議題1、4次スクリーニング評価結果（案）及び議題2、報告書（案）につきましては、最終候補地を決定する予定であるため、これを公開することにより最終候補地が公表される前にその箇所が明らかになることから、最終候補地となる箇所の関係者に心配や不安を与え、混乱を引き起こす可能性があることや、平穏な生活環境が侵害される危険性が高いことが懸念されますことから、高知県情報公開条例第6条第1号第2号に規定される個人の権利を害する恐れがある情報に該当するものと考えます。このため議題1及び議題2につきましては、委員会設置要綱に基づき非公開とすることが適切と考えております。なお、委員会におきまして非公開と決定されました場合には、当初は午後5時から県政記者室において当該審議の概要説明を行うこととして、報道機関の皆様にご案内しておりましたが、できるだけ詳しい説明をするのに時間をいただく必要があると考えましたことから、概要説明の開始時間を午後7時からとさせていただきます。報道機関の皆様にはこの場をお借りしましてお詫びを申し上げます。以上で説明を終

わります。

委員長：はい、ありがとうございました。事務局からご説明あったところですが、今のご説明に対して、ご意見、ご質問、委員の皆様からあれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：よろしいですか。そうしましたら、皆様、異議がございませんのでまとめますが、本日の議題の、委員会の議題としております中で、4次スクリーニングの評価結果に関する審議において使用する図面、画像、それと報告書（案）に記載されている情報は高知県情報公開条例により非開示とされる情報に該当することから、それらを使用して行う審議となる議題1、4次スクリーニングの評価結果（案）と、議題2、報告書（案）については、委員会設置要綱第6条但し書きにより非公開とすると、このような整理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、再度、ここで改めて認めていただきましたので、議題1の4次スクリーニングの評価結果（案）、そして議題2の報告書（案）の審議につきましては、委員会設置要綱第6条第4項に基づき、非公開とすることに決定いたします。報道機関及び傍聴、随行の皆様には、報告事項が終了しましたら、退席をお願いすることになりますので、ご了承をお願いします。それとともに、私ども委員の皆様におかれても、守秘義務が課せられますので、そのところもご確認をお願いしたいと思います。それでは議事を進めたいと思います。2枚目に会議次第、第6回委員会会議次第がございますが、2の報告事項について事務局のほうからお願いします。

事務局：それでは、ご説明させていただきます。右肩、囲みで報告資料とございます新たな管理型最終処分場候補地選定委員会（第5回委員会）会議要旨、そちらのほうをご覧くださいでしょうか。第5回委員会につきましては、7名の委員の皆様にご出席いただいて開催しております。報告事項については省略させていただきます。議題の（1）、3次スクリーニングの評価結果（案）について、事務局からの説明の上、非公開審議とすることが決定をされました。その後、同日19時から県政記者室において、非公開とされた審議結果等について、記者発表を行っております。その時の資料が1枚めくっていただいて、次のページに付けております。後ほどご覧いただければと思います。次の議題の（2）、4次スクリーニングの評価項目及び評価基準（案）について、事務局の方から4次スクリーニングの評価項目及び評価基準（案）について説明させていただき承認をいただいております。委員からいただいた主な意見としましては、現地踏査において立ち入ることが可能な範囲での調査となるため、あくまでも机上調査を補足するものであり、また、

概略施設計画案や概算事業費の算定も本設計ではなく、実際に作り得るかどうかを机上で判断するための参考と理解しております。また、現地踏査における建物の確認は地形図等にあるかないか確認して、その上で、例えば、木造、非木造、構造などにより A、B、C のような形で優劣を付けたらどうかといったご意見を頂戴いたしております。この 2 番目のご意見に対しましては、次のページの中ほど、意見に対する対応等とございます、ここの 1 番でございます。現地踏査は、これまでの地形図等による事前調査の結果が、現地において実際はどのようになっているのかを確認することが目的でございます。地形図等の情報と異なるものが存在するなどの具体的な情報収集をして、その結果を委員会で評価していただきたい、これがいただいたご意見に対する対応です。次のご意見としては、参考として登記簿による土地の調査を行うとなっているが、最近では所有者の不明地が多くあり、そうしたことも十分調べて評価の対象にするのかといった疑問、最終の登記簿を調べるのかといったご質問もございました。これに対する対応としまして、先ほどの対応の②番、具体の土地に関する調査は、建設地予定地が決定してからの対応となるため、現段階ではこういった情報を可能な範囲で収集することに留まるとコメントさせていただきました。次に資料の 2、3 ページ、第 3 回委員会で説明したスクリーニングのイメージのところでございます。現地踏査に記載のある項目としているが、今回の評価項目（案）にこの項目がないのはどういう理由なのかといったご質問がございます。これも私どもが出したお答えが③番、我々が評価項目（案）として示した、現地踏査による地形、地質の状況及び地形判読により災害の危険性を確認すると事務局の方から回答させていただきました。最後に 4 次スクリーニングの評価項目と各項目を○△×で評価するというを決めて、その結果をこのようにまた次回の委員会で審議することで構わないかといったことを審議にかけまして、皆様に了承をいただいたところでございます。以上が前回第 5 回委員会の会議要旨でございます。説明を終わります。

委員長：はい。ご説明いただきました。委員の皆様、今の事務局のご説明に対して、ご意見、ご質問等々があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、特にちょっと留意する点として、この現地踏査を行ったのだけれど、現地踏査といっても立ち入りに限度があるということで、基本的には今日の審議も基本的には机上での検討、机上での資料に基づく検討になるという前提であるということころは、またご確認いただきたいと思っております。本当のところは、建設予定地が決まって中に入らないと分からないということでございますので、その前提は重要だと思います。そうしましたら、報告事項終わりにいたします。報告事項が終わりましたので、

これから議題に入りますが、議題の1、2の両方とも非公開の部分になりますので、報道機関の皆様、あと傍聴、随行の皆様は申し訳ございませんが、ご退席をお願いします。そのかわり今日の午後7時からの概要説明については、私も出席してご説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

そうしましたら、これから審議事項の中の(1)番です。4次スクリーニングの評価結果(案)について、審議をしていきたいと思えます。最後の絞り込みとなります。かなり細かい資料になっておりますので、時間をかけて見ていきたいと思えます。事務局から、ご説明をお願いします。ご説明もできるだけゆっくりやっただけだとありがたいと思えます。

事務局：それでは、私の方から説明をさせていただきます。まず、資料が過不足ないか確認だけさせていただきます。お手元にごございます資料、一番上に青い帯の付いた資料1がございます。それから、その次にオレンジ色の帯のついた資料2がございます。その下が、A3の資料、2枚組で資料3と右肩に書いてございます。それから、委員限り資料4、地形判読図がございます。その下に、これも委員限り資料5の1、施設配置計画平面図がございます。その下に、委員限り資料5の2の横断図、縦断図がございます。それから一番下、A4になりますけれども、委員限り資料5の3、進入道路図、以上の資料をお配りしております。もし、足りないという委員の方いらっしゃいましたら、お手を挙げていただければお届けしたいと思えますが、よろしゅうございますか。それでは、その資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、一番上にごございます資料1の1ページおめくりいただきまして、右のほうの2ページ目をご覧いただきたいと思えます。前回のこの委員会、第5回委員会におきまして4次スクリーニングの評価項目ということで決定をいただきました項目を改めて載せさせていただいております。委員長の方からご紹介があったところがございますけれども、大きく4つの項目でございます。まず現地踏査ということで、実際、私どもの方で11箇所の現場を、可能な範囲で立ち入りができる範囲ということで見てまいりました。5項目、地形、地質、植生、土地利用、建築物の立地状況、既存道路の状況といったようなものを見てまいりましたので、そのことについてご報告をさせていただいた上で、評価案を示させていただきたいと思えます。それから、2点目としまして、航空レーザー計測による地形判読でございます。第5回委員会におきましても地形判読を委員会の皆様にご審議いただいたわけがございますけれども、第5回目の方は10mデムということで、主に大規模な土砂移動の痕跡の確認ということに留まっておりますけれども、今回はさらに精度を上げて、より鮮明な形で地形判読をいたしたいというところがございます。それからページおめくりいただきます、3ページでございますけれども、3番

としまして、概略施設計画案でございます。地形判読とあわせまして、実際にその調査対象地の範囲の中にどのような形で最終処分場、あるいはその付帯施設が配置できるのか、また進入道路をどのように配置できるのかということ概略の設計という形で実施いたしました。ただし、これも※印に書いてございますように、あくまでも今回の4次のスクリーニングを行うにあたりましての比較でございます。実際には建設予定地が決定になった上で、測量とか地質調査を行いまして、設計を行うわけでございますが、そのようなものではございませんので、そのところはご留意いただきたいと思います。それから4点目が概算事業費ということで、概略施設の計画案をお示しさせていただきましたので、その計画に基づきました数量をそれぞれ拾い上げまして、それに単価などをかけまして、概算の事業費を策定したところでございます。内訳としましては、施設の建設費、それから今後20年間この施設を使っていく中での維持管理費、それから3番に用地取得費とございますけれども、この取得費につきましては、対象地はほとんど山間部ということでございまして、あまり用地取得費の差が認められないというようなことが想定されますものですから、今回はこの用地取得費は算定しないということで、資料のほうを作成させていただきました。それから、5点目、参考ということで書かせていただいておりますけれども、今回の調査対象地11箇所の土地に関する情報ということで、登記情報等を入手いたしまして、その結果を参考情報ということでお示しさせていただいております。次の4ページでございます。そうした現地踏査の項目とか、机上作業の項目とか、それぞれの結果に対しまして評価基準ということで考えてございます。現地踏査につきましては、調査結果を相対的な評価を行うという考え方をもとに、コメント等を私どものほうで準備させていただきました。航空レーザー計測による地形判読でございますけれども、これも前回同様に、土砂移動現象の発生する可能性について相対的な評価ということで、かなり項目を多くして見ていったところでございます。それから概略施設計画につきましては、それぞれ作成をしました図面をもとにしまして、造成計画ですとか施設配置の容易性などについて、これも相対的な評価を行ったところでございます。概算事業費につきましては、建設費をそれぞれ計上いたしまして、平均値未満のものを○、平均値以上のものを△評価、一番高いものを×というような形で一応振り分けさせていただきました。同様に維持管理費も考え方のもとで○△×ということで評価基準を示させていただいております。土地に関する情報は先ほども申し上げましたように参考として整理をしたというところでございます。それから、この4次スクリーニングにあたりまして、注意をした点といたしましては、前回第5回委員会におきまして委員の皆様からいただいたご意見

を、その下に書いてございますけれども、これの具体的な個別箇所としまして、これから出てまいりますナンバー15の箇所でございますけれども、現地踏査の折には、谷の出口、下流側の建物がどのような影響を受けるのかということ、ちゃんと調査してきてくださいというご意見をいただいております。また、38番の箇所につきましては、やはり前回の委員会の中でも具体的な名前が出てまいりましたけれども、文教施設としての県立香北青少年の家への影響がどんなものなのかということ、調査してまいりました。また、評価項目ごとの評価基準とか判断につきましては、本委員会においてご審議をしていただくというようなことでございます。それでは、次の5ページをおめくりいただきたいと思っております。これからは評価の結果の案としてお示しをさせていただくものでございます。まず、1点目の現地踏査でございますけれども、この説明をさせていただくにあたりましては、お手元のほうにお配りしてございます2つめの資料2とあとA3の2枚組の資料3、この2種類の資料をあわせてご覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。順番にそれぞれの箇所ごとに説明をさせていただきます。資料2の1ページおめくりください。向かって右側のページが現地踏査日程ということで、昨年の12月18日から21日の4日間にわたりまして、この11箇所につきまして調査に行きましたということを書いてございます。その下の赤囲みの中に書いてありますけれども、この踏査に行った前の週、12月の11日から17日までの間の最寄りの降雨量、アメダスの状況を確認しておりますけれども、降水量が確認されなかったということで、直前の降雨の影響というのは、意識しなくてもいいのかなということ、でございますので、ご報告をさせていただきます。

次に、もう1ページおめくりいただきまして、3ページ、4ページでございますが、これがナンバー15の須崎市の浦ノ内出見です。その状況を写真でお示ししてございます。それと、資料3のA3の横のものを、上下に置いていただいて、見ていただけたらと思っておりますけれども、この説明をさせていただきます。まず、現地踏査の項目として地形地質の項目、A3の資料のほうでございますけれども、その踏査結果のところを少し述べさせていただきたいと思っております。ナンバー15の箇所というのは、資料2の3ページにございますが、赤で囲んだエリアの、真ん中のエリアでございますけれども、15と数字が書いてあります。谷地形ということで、向かって右上が上流と書いてあります。左側が下流と書いてありますけれども、この上流の端から下流の端まで、この谷底の幅が約45mというような状況でございます。広いということと、この谷の筋を挟んだ両側の斜面、等高線が比較的間があいているように見えますと思っておりますけれども、ゆるやかなU字型の谷ということが分かりました。

それから、その資料 2 の左下の写真をご覧くださいと、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、コメントを書かせていただきましたけれども、この下流の方に護岸がありまして、この谷川が約 3m 程度の幅で水が流れていて、水量も多いというようなことが特徴として挙げられております。地質につきましては、特別の事項はないと思われまして。それから、植生でございますけれども、踏査の結果ではこの場所が雑木とか竹林が大部分を占めて、左岸側に一部、植林があったというようなことがございました。それから、3 番でございます、土地利用の状況でございますけれども、この箇所非常に特徴的なものが、この 3 ページの写真でございますけれども、果樹園、ミカンを栽培している果樹園が 2 箇所、○がついてはおりますけれども、確認がされております。2 箇所、大体面積的にいいますと、あわせて約 0.5 ヘクタール程度と推定されますけれども、そうしたミカンの栽培が確認されておまして、それがいずれも、調査対象地の谷底の部分にそれがあるということでございます。あわせて、その間に左上の写真でモノレールを確認ということでお示ししてございますけれども、モノレールの軌道敷がありましたということから、この先にもミカンを栽培しているところがあるのではないかと考えられました。その他にも過去に果樹の栽培してあったと思われるような箇所が複数見受けられたということも分かっております。その次、4 ページのほうに移っていただきまして、この場所の建物の立地状況でございます。この立地でございますけれども、4 ページの地形図で黄色く塗った直線が県道でございます。この県道から調査対象地までの間に、市道が走っておるわけでございますけれども、この間に住家 5 軒、空き家と思われる住家が 3 軒、倉庫等が 8 軒、あと墓地が 3 箇所、ビニールハウスがこの道路に隣接する形で確認をされております。前回の委員会の折に、この谷の入り口、谷の部分について、どのようになっているかというふうなことで、ご審議もございましたので、こういった状況であるということで、その他に空き家と思われる住家 2 軒、それから倉庫が 2 軒確認されております。それから、この既存道路でございますけれども、この黄色の県道からは市道を通りまして、調査対象地に至るというような形状になっております。この既存道路でございますけれども、この市道を利用して現地まで入る場合の市道の延長が約 1,000m、その幅が 2 m から 3.5m 程度ということで、狭い幅でございますのと、その間に、先ほどご説明しましたように集落を通るというところもございます。あわせて、少し写真では見にくいかと思えますけれども、左側の上から 3 番目の県道に向かって細かくカーブしているものとか、その下の 4 番目の写真、河川と左側に書いてございますけれども、河川もこの市道に沿って流れている状況でございました。また、この市道には橋が 3 つかかっているということでござ

います。この市道の幅が狭くて、拡幅する必要があるということですが、道路際には住家等があるということで、拡幅するための用地の確保というものが課題になるのではないかという部分と、運搬車両が通りますので、その影響を限りなく軽減するような通行時の注意などといったことも対策として講じていく必要があるのかなと思っております。それと、河川が道路沿いにございますので、その拡幅をするにあたりましては、その河川をどのように改良するのかというようなことも課題ということでございます。ということで、それぞれの5項目を見ていきまして、資料3の一番下に総合評価を書いてございます。この5項目プラスその他で、この箇所を評価すればどうなるかということで、まとめたものでございますけれども、やはりこの箇所はミカンを栽培している箇所が真ん中にあるということで、ここを避けて施設を配置するということが極めて困難であると思われまます。これまでのところの選定、絞り込みの中では、他の用途に利用されているところというのは本来、排除されてくるべきところでございましたけれども、この箇所につきましては、現地にまいりまして、このようなミカンの栽培が盛んにおこなわれている地域ということが分かりましたものですから、こういった考えを示させていただきました。それと、もう1点、地形、地質のところ、ご説明させていただきましたように、調査対象地から流れ出る谷川の水量が多いということでございますので、やはり雨水排水対策をしっかりとやっていく必要があることと、進入路にあります建物の立地状況とか既存道路の状況を考えますと進入道路を確保する必要がありますけれども、拡幅、あるいは道路に沿って新しい道路を造るというような場合につきましても、その延長というのがほぼ同じくらいの距離が必要だと思われまますことから、こうしたことを考慮しまして、私どもとしてはこの15番の箇所につきましては、○△×では×というような評価をさせていただいたところでございます。次です。5ページです。15番の箇所の写真を載せてございますけれども、先ほどお話ししましたように住家の状況を写真でお示ししてございます。

それではその右の6ページのほうに移りまして、ナンバー18の同じく須崎市の神田の状況をご説明させていただきます。まず、地形、地質でございますけれども、このナンバー18につきましては、調査対象地が谷地形ということで、この谷底の幅はこの下流地点、向かって右下の方でございますけれども、ここで約19m程度、真ん中の中流地点で約15m程度、上流地点で25m程度ということになっております。やはりここも調査対象地の中に谷川が流れておりまして、この谷川ですけれども、中流地点で約2.5m程度の幅で水が流れていたということで、水量は少ないのですけれども、谷底はぬかるみがあるような状況だということでございました。地質につきましては、特に特筆す

べき事項はございませんでした。この評価の項目としましては、若干、中流幅が狭くなっているものの、斜面が比較的緩やかでございますので、施設配置に特段の支障はないということを考慮して考察いたしました。植生ですけれども、植生につきましては、この調査対象地の中、植林が多いわけございまして、一部で雑木ですとか竹林が見受けられたという状況でございます。それから、土地利用につきましても、上流部に若干、段々畑の跡と思われるます石積みがあったということでございますが、現在は植林地となっております、枝打ちとか間伐とかが行われていないように見受けられるというところでございます。特に支障がないというふうに考えてございます。それから、建物の立地状況でございます。次の7ページを開けていただきまして、地図と道路の写真を掲載させていただいておりますけれども、これも真ん中を黄色の県道が走っておりまして、ここの県道から調査対象地までは市道が走っておるということで、この区間に住家が3軒、倉庫等が7軒、田畑が道路に接する形であったということでございまして。また、調査対象地周辺そのものには住家とか倉庫というものは確認できなかったということでございます。こうした住家等がございますので、施設整備をする際には工事車両の通行ですとか、あるいは施設を整備したあとの廃棄物運搬車両の通行によります騒音、振動の影響については考慮する必要があると思われまます。それから、既存道路の状況でございますけれども、この黄色の県道から市道を経由して調査対象地に入るということでございまして、この道路を利用する場合は、調査対象地までの延長が約1,200m、その幅は2.5から3m程度ということで、狭い箇所、あとカーブなども多く、線形も悪いと、色々な支障がある道であって、あるいは道路の勾配が急な箇所もあり、あるいは住家に挟まれているような箇所もあるということでございまして。そして、橋がついているというところがございます。そうした幅が狭くて、線形が良くない、あるいは住家に囲まれている箇所もあるということから、この市道を拡幅するということはなかなか難しいと思われまますので、現在の進入路の市道より少し若干右上のほうに移りまして、黄色から赤色の調査対象地までの間の距離が狭くなっているあたりで、この場所は参考でございますけれども、このあたりから、新しい進入路を新設することも可能と思われまます。整備延長約500m程度が必要になってくるということでございまして。そのようなことを総合的な評価ということで書かせていただきましたけれども、調査対象地の中の中流部、谷底の幅が狭いですが、斜面が比較的緩やかであるということで、施設配置とか整備には特段の支障がないと思われまます。しかし、進入道路を新設することは可能と思われまますけれども、その際には整備延長は約500m程度、新たな用地が必要となるというようなことが挙げられます。

そういうことを考慮いたしまして、ここの総合的な評価としては、△という形で付けさせていただきました。

それから、次がナンバー19でございます。8ページでございますけれども、香南市香我美町上分でございます。こちらのほうも調査対象地は谷地形でございます。右上の上流から左下の赤の囲みですけれども、右上の上流部から左下の下流部まで谷底の幅は広くて、約30m程度、谷筋を挟んだ両側の斜面、緩やかなU字型の谷底となります。右岸と斜面の表層は硬岩の上を風化した岩が覆っているような状況も確認がされました。それから、植生でございますけれども、ここの場所も植林箇所とか針葉樹と広葉樹の混じったような混合林ですとか、竹林が確認できたということでございます。それから、土地利用でございますけれども、ここのところ谷底の平坦部分が段々畑だったと思われる石積みが確認されたということと、この中流部の右岸側、上側の方ですね、一番上の写真にもございますけれども、ミカンの栽培をしている箇所があるということでございます。ただ、これは端の部分でございますので、この場所を利用しない施設配置は可能であろうかと思われまして。それから、その次の9ページをお願いいたします。既存道路と建物等の状況ということでございますが、まず建築物の立地状況でございます。今回の調査対象地までの県道区間でございますけれども、1車線区間には住家が4軒、倉庫等が5軒、田畑が道路に隣接する形でございました。この県道の1車線区間から調査対象地までの公道区間は物置小屋が1件、作業小屋が1件あったということで、その調査対象地周辺には住家等は確認されませんでした。こうした状況でございますので、先ほどのナンバー18と同じように施設整備の際の工事車両の通行ですとか、施設完成後の運搬車両の通行による騒音、振動の影響は考慮する必要があると思われまして。道路でございますけれども、県道の2車線区間が1車線区間と狭くなりまして、それが公道という形で調査対象地に至るわけでございます。この既存の道路の公道を利用する場合の調査対象地までの延長が約250m、その幅は約2.5m程度ということで、狭いというえに未舗装ということでございます。橋が2箇所ございました。また県道1車線区間の延長が約500m、幅が3mから3.5m程度で、ここはほぼ直線でございます。そういう状況でございますので、県道の1車線区間の公道、これは道路の幅の拡幅が必要でありますけれども、比較的まっすぐだということで、線形も良く、隣接する住家等も比較的少ないということから、進入道路確保は可能ではないかと考えられますが、その際には、運搬車両の通行による影響を可能な限り軽減する対策を考慮する必要があるのではないかと考えられます。また、1車線区間の500mはほぼ直線道路であるために、最小の整備でも可能ではないかと思われまして。以上のことを総合いたしまして、この

ナンバー19の箇所としましては、ミカン栽培の箇所がございましたけれども、ここの箇所を避けて施設配置をすることは可能ではあると思われれます。それから、道路の整備、拡幅が必要でございますけれども、線形が良く、隣接する住家等も少ないことから、進入道路の確保も可能であるということでございます。そうしたことを考慮いたしまして、こちらの箇所につきましても総合的には△の評価といたしました。

それから、資料2の10ページでございますけれども、ナンバー36の箇所、香美市香北町萩野でございます。こちらの箇所でございますけれども、こちらやはり谷地形でございます。谷底の幅が上流地点で、これ右下にございます上流地点で約14m程度、中流地点で約17m程度、全体的に谷底の幅が狭く、谷筋を挟んだ両側の斜面角度は急なV字型の谷というようなことがいえます。この調査対象地の中には谷川が流れていることが確認されまして、上流部分は約1m程度の幅、中流部分は2m程度の幅で水が流れていたということでございまして、水量は少なかったということでございます。また、中流部分の右岸側の中腹部には直径で約5mから10m程度の岩塊ですとか転石が多数あったとみられるということでございます。こちらの地形、地質でございますけれども、急なV字型の谷であるということと、かつ上流、下流の方向が短いということで、施設の幅が広がっていますことから工事にあたっては土砂の掘削する土量が多くなる可能性が考えられます。また、中流部の右岸側の大きな岩塊、転石が多数見受けられましたことから、掘削工事が難航するかもしれないということも考えられます。植生につきましては、対象地内すべて植林でございました。過去に枝打ちとか間伐などが行われていたような跡はありましたけれども、ここしばらくはそうしたことが行われていないように思われました。それから、土地利用でございますけれども、中流部は段々畑だったと思われる石積み等が確認されまして、現在、植林となっておりますけれども、枝打ちとか間伐などが行われていないように思われます。それから、建築物の立地状況でございますけれども、調査対象地までの市道区間に住家が10軒、空き家と思われる住家が1軒ということで、11ページからになりますけれども、それから倉庫等が14軒、墓地が5箇所ということで、道路に隣接する形で確認をされました。それと、10ページの右下の写真でございますけれども、調査対象地の上流側に墓地と休憩小屋と思われる小屋があったということがございました。そうした状況でございますので、やはり施設整備の際の工事車両の通行ですとか、施設整備後の廃棄物運搬車両の通行による騒音、振動の影響を考慮する必要があるということでございます。それから、既存道路の状況につきましては、県道から市道、そして林道という道路順で行くことができるということでございます。市道区間

は、1車線ですけれども、大型車両の通行が可能であると考えられますけれども、延長が約1,100mということで、この間、集落を通行するということがございますし、その他にも田畑やビニールハウス等が隣接する形で多数ありました。また、市道区間では橋が4つございました。それから、林道が分岐をする調査対象地の下流側の部分でございます。11ページの資料によりますと、右斜めのところに分岐と書いて矢印が引っ張ってございますけれども、その林道の幅が約2m程度ということで、ここは非常に狭くて、車の通行は難しいと思われまして。それから、調査対象地上流側までは林道が整備されておりまして、そこは約6mと広い林道でございました。そういうことから考えますと、市道の1車線区間につきましては大型車両の通行は可能ではありませんけれども、集落を通行するということが、車両の通行による影響の可能性を可能な限り軽減していく方策をとる必要がある。それから、進入道路につきましても、調査対象地上流側までは林道が整備をされておりますけれども、林道から調査対象地までの進入道路を山の斜面に約250m程度、新設をする必要があることが考察として挙げられております。最後にこの36番の総合評価でございますけれども、この調査対象地の谷底の幅が狭くて、中流部右岸側に大きな岩塊が見受けられるということで、工事施工の際には支障をきたす恐れがあると考えられます。また、進入道路につきましては、市道区間に集落を通行することとなりますことから、車両の通行による騒音等の影響を可能な限り軽減する対策も必要になります。それから、林道区間で調査対象地上流までの林道が整備されておりますけれども、ここから調査対象地まで進入道路を山の斜面に240m程度以上新設する必要があるといったことから、総合的に考慮しまして、この36番につきましては、評価としては×ということで付けさせていただきました。以上でございます。

委員長：ここで4箇所、ナンバー15から36までご説明いただきましたけれども、疑問点や質問だけ受け付けたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。簡単に×のところだけ申し上げますと、ナンバー15ですね。ナンバー15は谷の中にミカン畑がある。周囲にもミカン畑があるということですね。それと最後に説明いただいたナンバー36、これは谷が狭いので、建設予定地の幅が必要になって、ちょっと地形図を見ていると尾根の向こうまで切り取らなければいけないという、非現実的なことになるというところがございます。いかがでしょうか、ご質問。ちょっと私から、ナンバー19、ご説明いただいたのですが、資料2を見ていただくと、8ページで尾根の上に、尾根の右岸側の上部にミカン畑を確認したということがございましたが、これ谷底では特に発見されていないということよろしいでしょうか。

事務局：はい、今回、踏査した限りではこの尾根の部分にだけ確認されておりました。

委員長：そうしたら、もっとよく探せばあるかもしれないけれど、この中で実施した現地踏査では確認されていないということですね。

事務局：はい。

委員長：分かりました。それと、もう1点、最後にご説明いただいたナンバー36ですね。資料2の10ページでございます。これちょっとドキッとしたのが、右下のほうの写真、調査対象地の上流にお墓と小屋がある。これは、建設予定地から外れているから大丈夫だろうというご判断ですかね。

事務局：はい。

委員長：分かりました。委員の先生方いかがでしょうか。他に何か。

そうしましたら、一旦休憩に入ります。また、あとでこの4箇所、ご質問いただいても結構ですので。何か、疑問点があれば書きとめておいてください。そうしたら、5分休憩しましょう。

－ 休 憩 －

委員長：また再開いたしましょう。38番ですね、次は。

事務局：それでは38番の香美市香北町の吉野でございますけれども、説明をさせていただきます。資料2の12ページでございます。こちらの方、真ん中にちょっとへの字型というのでしょうか、赤い形で調査対象地がございます。谷地形でございます。谷底の幅が約15mから20m程度、全体的に幅が広くて、谷筋が両側の傾斜角が急なV字型の谷というところがございます。この谷筋の中流部から上流、及び下流部、それぞれが湾曲しておりまして、上流の複数の谷がまた合流していると、ちょっと複雑な形の谷地形でございました。この中に谷川が流れておりまして、下流側には約1m程度の幅で水が流れておりますけれども、その水量は少なく、中流あたりではぬかるみがあったというところがございます。地質につきましては、特に支障がございませんでした。ということで、この地形、地質につきましては、谷底の幅が狭いということと、谷筋で挟んだ兩岸の角度が急な傾斜のV字型の谷ということで地形が複雑であるため、ここを使って施設を整備するには工夫をする必要があるということになりました。植生につきましては植林箇所が大部分でございまして、一部、下流側の右岸に竹林がございました。この植林箇所の一部には間伐や枝打ちをしている箇所もありまして、近年に伐採されたと思われる箇所もございました。それから、土地利用の状況でございます。この中には、段々畑の跡と思われるような石積みがございましたが、現在、その場所は植林地となっております、枝打ちとか間伐などは行われていないように見受けられました。それから、ページめくっていただきまして、13ページでございます。建築物の立地状況でございますけれども、この赤が国道195号ですけれども、国道から調査対象地までの間の既存道路の区間には住家が3軒、

それから、前回出てまいりました県立の香北青少年の家、それから香美市の香北体育センターが道路に隣接する形でした。また、その調査対象地周辺には、住家とか倉庫などは確認ができませんでした。前回の委員会での注意事項ということで、県立の青少年の家への影響でございますけれども、この調査対象地の中へ入っていくためには、このルートが唯一の進入道路ということで、この道路が香北青少年の家に隣接をしているということですので、これまでにございましたように施設整備の際や工事の際も工事車両の通行ですとか、あるいは施設が完成したあとの廃棄物運搬車両の通行によります騒音、振動の影響というものは避けることはできないのではないかと考えております。また、既存道路の状況につきましては、国道の195号から、この県立香北青少年の家に隣接します道路、これは市有地でございますが、ここから林業用の作業道という道順で調査対象地に至るところでございます。この既存道路である林業用の作業道路を利用する場合の調査対象地までの延長は約1,200m、これが幅は約3から3.5m程度、狭いうえに形も急なカーブがあったりとかということで、不良箇所とか道路の勾配が急な箇所とか、あるいは起伏のある箇所とか、その道路に倒木とか落石などがあるというような場所が多く確認されました。そういうことで、この県立香北青少年の家と香美市香北体育センター、これに隣接いたします市有地の道路を運搬車両が通行せざるを得ないということでございますので、騒音、振動の影響が考えられるということと、林業用の作業道、全区間におきまして幅が狭いということで、約1,200m以上を拡幅するということが必要になるということなど、課題が多いものと考えられます。別のルートでは、調査対象地の下流側の部分は切り立った岩があるということで、ここから進入道路を抜くというのは、困難であると思われました。そういうことを総合的に評価いたしまして、この38の箇所につきましては、V字型の湾曲した谷地であるということから、施設の配置、施工性とかの悪さが考えられました。また、進入道路につきましては、文教施設の香北青少年の家や香美市香北体育センター、これに隣接する道路を通行していく必要がございまして、車両による影響は避けられないと思います。また、林業用の作業道が全区間において幅が狭く、1,200m以上の拡幅が必要になるので、課題が多いと考えられますことから、事務局としてはこの38の箇所につきましては×の評価ということで考えたところでございます。14ページには、香北青少年の家の間を通る作業道ですが、敷地内をどのように通るのかということ写真を掲載をさせていただいております。また、右下の写真が新設する道路を作るとするとこのあたりですけれども、非常に切り立った岩があったということの写真正でございまして、それでは、続きましてナンバー42の箇所に移らせていただきます。こちらも

香美市の土佐山田町上穴内という箇所でございます。この箇所につきまして、もやはり谷地形でございます、この谷底の幅が、上流地点で約 25m 程度、下流地点で約 17m 程度ということでございました。その調査対象地の中に谷川が見つかりまして、水量が多くあるところでございます。ただ、下流側には石積みによる護岸整備した箇所もあったということで、これまでもこうした水が多い場所ではなかったのかなということも想像されます。それから、上流部の左岸側の傾斜が緩く、表層が活動したような、地滑りで動いたと思われるような状況でございましたので、表層の崩壊跡である可能性が高いと考えられます。そうしたことから、表層崩壊の跡であることが考えられること、また水量も多いということから、土砂流出防止対策ですとか、雨水排水対策をしっかりと講じていく必要があるということが考えられます。それから、次に植生でございますけれども、調査対象地内はすべて植林でございました。下流部におきましては、間伐や枝打ちをしていると見受けられるところでございますけれども、中流から上流部におきましては、ここしばらくはそういったことが行われていないような状況に思われました。土地利用の状況につきましては、段々畑の跡と思われる石積みが確認されたのですけれども、現在は植林地となっております、枝打ちや間伐等が行われていないように思われました。それから、建築物の立地状況、16 ページでございます。この県道、黄色の部分でございますけれども、くねくねと通っておりまして、この県道から穴内川ダム沿いに道なりに走っている林道がございまして、このあたりには住家とか、周辺等の住家とか倉庫は確認されませんでした。この既存の道路は、県道から林道という順番で調査対象地に行くわけですが、この林道を利用する場合の延長距離が約 4,000m、その幅が 3 から 3.5m 前後ということで、狭いうえに、未舗装、また道路の勾配が急ということで、線形不良箇所ですとか、倒木、落石が多く確認されたというところでございます。この県道区間でございますけれども、考察にありますように異常気象時は通行規制がかかる区間ということでございまして、豪雨時などには通行止めになるところでございます。また、この県道区間の標高は約 400m から 450m 程度ということで、比較的高い標高にございまして、最高地点で約 500m 程度ということで、冬季は路面の凍結とか積雪が懸念をされる場所でございます。この場所に新たに進入道路を建設するという場合でも、整備の延長は現在の道路とほぼ同じくらいの距離になるのではないかなということで、整備のための工期が長くかかるということに加えて、拡幅よりもやはり土地買収等の費用が多くなるといったことで、大きな課題であると考えられます。そのようなことを総合的に評価いたしますと、このナンバー42 につきましては、表層崩壊跡の可能性と谷川の水が多く施設整備にあたっての土砂

流出防止対策についてはしっかりとやる必要があるということ。また、林道は非常に幅が狭くて長いということで、拡幅も必要であること。それから標高が高いことから、冬場の凍結、降雪による通行車両への影響ということで、通行に支障をきたす恐れが大きいと考えられることなど、課題が多い箇所ではないかなと考えられます。それから、繰り返しになりますけれども、道路新設をする場合でも延長がほぼ同じ程度ということで工期がかかる、拡幅でも土地買収補償がかかるといったことが課題であると考えられますことから、この箇所につきましても、総合的には×の評価ということでさせていただいたところでございます。

次は、A3の資料の2ページ目に移らせていただきます。資料2のページの17ページにございます、43番の香美市土佐山田町の北滝本という場所でございます。この場所も谷地形ということでございまして、谷底の幅が上流地点で約30m、中流地点で約50m、下流地点でも45mということで非常に谷の幅が広い所でございます。特に中流部のところに複数の谷が入ってきているというような状況が確認されました。また、この中に谷川が確認されまして、水は流れていない、澱んだような状態であったということで、水量は少ないと思われまます。それから、下流左岸側に写真にもありますように、直径15mという非常に大きな岩塊が確認されたということがございます。この箇所の地形、地質の特徴といたしましては、通常の谷地形とは若干異なる特異な形というところではありますものの、やっぱり谷幅が広いということで、施設配置は可能ではないかと考えられます。また、下流部の斜面に岩塊があるということから、掘削工事は難航する可能性があるのではないかとすることも考えられます。それから、2番目の植生につきましましては、すべて植林でございます。枝打ちとか間伐とかは行われていないように思われまして、倒木も数多く確認されました。それから、3番目の土地利用の状況ですけれども、植林以外の土地利用は確認されておりません。4番目です。建築物の立地状況、右の18ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、進入路としましては、国道32号から調査対象地まで市道区間でございますけれども、市道区間には住家が2軒、倉庫等が2軒、休校中の小中学校、それから発電所、墓地が2箇所、田畑が隣接しており、そういうところを経由するところでございます。この市道から調査対象地まで行く林業用の作業道区間と調査対象地周辺には、住家とか倉庫などは確認をされておりません。こちらのほうも施設整備の際には、工事車両の通行ですとか、あるいは施設の完成後は廃棄物運搬車両等の通行による騒音や振動の影響を考える必要があるのではないかと考えられます。それから既存道路でございますけれども、進入道路としましては、国道32号から市道を経由して林業用の作業道といった順に進んでまいります。

既存道路のこの林業用作業道を利用する場合の延長は約 2,300m、その幅は 3 から 3.5m ということで、狭いうえに舗装もされていなく、線形の不良な箇所も見受けられる。また、その勾配も急であるということで、一気に斜面を登るといった状況でありました。この市道区間の標高が約 350m、林業用の作業道の区間の標高の最高地点が約 500m ということで、冬季には路面の凍結とか積雪というものが心配される箇所でございます。ここに進入道路を新設する場合におきましても、その整備延長はほぼ同じということでございまして、整備のための工期が長くなるということと、拡幅よりも新設のほうが用地買収や補償というものが多くなるということを考えますと、非常に大きな課題のある箇所ではあるのではないかと考えました。ということで、こちらの箇所も総合評価としましては複雑な谷地形であるということ、谷の幅は広いけれども、下流の斜面に岩塊があったということから、掘削工事等の難航、施工性の悪さというのは懸念される。それと、やっぱり決め手となりますのは、林業作業道が全区間において幅が狭くて、2,300m 以上の拡幅をおこなう必要がある、標高が高いことから、冬季の積雪、凍結、通行車両への支障といったことが非常に大きな課題ではないかということでございます。ということから、こちらの 43 番の箇所につきましても総合的には×と評価をさせていただいたところでございます。

その次がナンバー44の箇所でございます。資料2の19ページでございます。香美市土佐山田町同じく北滝本でございます。こちらの箇所も地形的には谷地形でございまして、調査対象地の左下の上流端の方から、右上の下流端にかけて、谷底の幅は広く、上流側で谷底の幅は約 30m 程度、下流側で約 45m 程度ということで、下流に行くにつれて、徐々に谷底の幅が広がっていくような地形でございます。この調査対象地内には谷川が流れておることが確認されまして、その水はあるものの水量は少ないように思われます。左岸側の斜面ですとか、谷側には転石とか岩塊というようなことが確認をされております。また中流部の左岸側の斜面には表層が滑り動いたと思われるような表層崩壊跡の可能性があることが言えると思います。そうしたことから、この地形、地質の考察としましては、そうした土地の状況の特徴から掘削工事の難航が予想される可能性があるとともに、表層崩壊跡である可能性がある箇所が見受けられることから、対策等をしっかりと取る必要があるのではないかと考えられます。それから、植生でございますけれども、この調査対象地内、すべて植林でございまして、枝打ちとか間伐とかは行われていないように思われまして、倒木も数多く見受けられた状況です。土地利用の状況でございますが、下流の左岸側、平場を利用した椎茸栽培ということで、原木を並べている写真が載ってございますけれども、栽培が行われて

おります。下流部におきましては段々畑の跡と思われる石積みが確認されました。また、現在植林地となっておりますけれども、枝打ちとか間伐が行われていないように思われます。それから4番目、建築物の立地状況でございます。資料の20ページの方に移りまして、こちらのほうのルートでございますけれども、赤い部分の国道32号から調査対象地までの公道区間と、調査対象地の周辺には住家とか倉庫などは確認されませんでした。既存道路の状況につきましては、国道32号から公道というルートで調査対象地に到達するということでございます。既存道路、公道を利用した場合の延長が約200m、その幅は約3mから3.5m程度ということで、狭いうえに未舗装であるというような状況でございます。この公道区間には建築物とか工作物などは隣接しておりません。道路の北側は耕作地が隣接しているものの延長も非常に短いというふうな状況でございます。ここはその他6番目としまして、写真にもありますように、調査対象地から河川を挟んで、北側に集落と、地形図に記載のない神社があったということでございます。この神社とか集落につきましては調査対象地とは河川を挟んで分断されているというところでございますし、かつ距離もありますことから、影響はないと考えております。以上のことを総合いたしまして、44番の評価としましては、調査対象地内の左岸斜面、左側の転石、岩塊が見受けられること、また表層崩壊跡である可能性があるということ、そういうことから施設整備にあたっての難航が予想されるということと、土砂流出対策をしっかりとやっていく必要があるというふうに考えられます。しかし、谷底の幅が非常に広くて、対策をおこなう必要があるとしても施設整備は可能ではないかと思われます。また、この公道区間の場所は特に国道からの進入延長が便利で短いということで、非常にアクセス性に優れている箇所ではございます。また、建築物や工作物が隣接していないため、道路の拡幅への支障が少ないこと、運搬車両が住家等に隣接する形で通行することもないことなどから、こうした影響を及ぼすことは少ないと考えられます。といったことを考慮いたしまして、44の箇所につきましては、総合的には△の評価を付けさせていただいた次第でございます。

それでは、その次、ナンバー45でございます。資料2の21ページからでございますけれども、香美市土佐山田町北滝本のところでございます。この箇所も谷地形ということで、上流端、向かって左側から下流端まで谷底の幅が非常に広いということです。そして、左岸側の斜面に広範囲な表層の崩壊などにより土砂が堆積したと思われる緩やかな斜面となっているという状況が確認されました。またこの対象地内には、谷川が流れていることが確認されまして、その幅が下流側のほうで約7m程度、水深が約30cmから50cm程度

あり、谷の水量が多いということが写真からもご覧いただけるのではないかと思います。また、この左岸側の谷川沿いには段々畑の跡がございましたけれども、全体的にぬかるんでいるような状況がございました。写真でもそうした状況をお示ししてございます。そうした状況からこの場所の地形、地質の考察としましては、表層崩壊跡が左岸斜面に広範囲であるというようなこと。また水量も多くて、左岸側が谷川沿いに、段々畑は全体的にぬかるんでいたというようなことから、この場所は土砂流出をしたりするとか排水対策をするとか地下水対策とかを相当やっていく必要があると考えられるところでございます。植生の状況です。この調査対象地内は大部分が雑木とか雑草が茂っておりまして、左岸側の谷川沿いの段々畑では沼地に生えるような水生植物が数多く見受けられたという状況でございます。こうした左岸側の谷川沿いの段々畑に生えるものとか植生の状況からも、地下水対策が必要であるということがお分かりいただけるかと思います。それから土地利用の状況についても、下流側には段々畑の跡と思われます石積みが確認されましたけれども、現在は雑木や雑草が生い茂っているという状況でございました。それから、資料2の22ページ右側に移っていただきまして、建築物の立地状況でございます。アクセスとしましては、国道の32号から調査対象地までの市道区間、ここには沿線に住家が6軒、空き家と思われ家6軒、倉庫等が7軒、墓地が3箇所、田畑があるというような形が確認されました。また、この調査対象地の下流の直下には今も利用されていると思われる作業小屋とビニールハウスも確認されました。そこを写したところの写真もございます。そうした状況でございますので、施設整備の際の工事車両の通行ですとか、施設完成後の廃棄物運搬車両の通行によります騒音、振動の影響というものを一定考慮する必要があるのではないかとということも考えられます。既存道路の状況につきましては、こちらの箇所も国道32号から市道を通って調査対象地に至るという経路をとります。この既存道路の市道を利用する場合は、延長が約1,300m、その幅は2.5mから3.5mということで、狭くて、線形が不良の箇所も見受けられます。また集落を通行するというようなことがございます。そうしたことから、幅員が狭くて、拡幅の必要があると考えられますけれども、道路際に住家など建築や工作物が見受けられることから、道路の拡幅をおこなう場合の用地確保がひとつの課題になるのではないかと考えられます。また、車両通行による影響をなるべく軽減するような対策を講じる必要があるということで、仮に進入道路を新設する場合でも総延長が同じくらいになり、拡幅よりも用地買収費用のほうが高くなるということが課題と考えられます。こちらの45の箇所につきましてはのその他の評価としまして、既存道路を市道沿いにやはり地形図に記載のないような神社、これは

調査対象地から約 800m 程度の距離にございましたけれども、その他、150m 程度の距離に小屋があったということもございます。以上のことを総合的に考慮いたしますと、ナンバー45 の箇所につきましては表層崩壊の跡の可能性のある箇所が見受けられることとか、下流の水の水量が多いということと考えますと、施設整備時には土砂流出防止対策とか、雨水排水対策、地下水対策などの対策が必要になってくるということから、施設整備に支障をきたす恐れがあると考えられます。また、市道などにつきましては、幅が狭いということと、約 1,300m 以上拡幅する必要があるということですが、道路に密接して建てている住家とか建築物、耕作地が確認されておりますので、拡幅のために用地の確保が課題であると考えられますとともに、集落を通行するわけでございますので、運搬車両の騒音低減対策も必要であると考えます。総合的に評価いたしますと、45 番の箇所につきましては、×の評価ということでさせていただきました。

次が、資料 2、ページをおめくりいただきまして 23 ページからでございます。ナンバー88 でございまして、佐川町の加茂というところの箇所でございます。こちらのほうも調査対象地は谷地形でございまして、その谷底の幅は上流地点、左下でございますけれども、こちらのほうで約 13m 程度、中流地点で約 15m 程度ということで、全体的に谷底の幅が狭く、谷筋を挟んだ両側の斜面の角度がきつく、急な V 字型の谷というところでございます。こちらにつきましても、調査対象地の中に谷川が流れていることが確認されまして、中流部ではその幅が約 2m から 2.5m 程度で水が流れておりますが、水量の方は少ないという状況でございました。その他、谷底は中流から下流に向けまして、全体的にぬかるんでおり、また中流部の左岸斜面側は緩やかで表層が移動したと思われることから、表層崩壊跡ではないかと思われまして、この考察としましては、谷底の幅が狭い、急な V 字型の谷である、また上流、下流方向が短くて、施設幅が必要になるということから、工事を施工する中では掘削の土量が多くなる可能性がございます。また、中流部の左岸斜面に表層崩壊跡である可能性がございます箇所が見受けられまして、谷底が中流から下流にかけまして、全体的にぬかるんでいきますことから、土砂流出防止対策とか、地下水対策をしっかりと講じていく必要があると考えております。2 番目の植生の状況ですけれども、この調査対象地の中は、中流部から下流部は雑木とか竹林でございます。上流部は植林箇所も確認されております。中流部から下流部にかけては、沼地に生えるような水生植物が多数見受けられたような状況でございます。そうしたことから、中流から下流部にかけてのぬかるみや植生の状況からも、ここの箇所につきましては、地下水対策が必要ではないかというふうに考えております。また上流部の植林箇所は枝打ちや

間伐が行われていないと思われまして、倒木も数多く見受けられた状況です。土地利用の状況につきましては、中流部から下流部におきまして段々畑の跡であると思われる石積みが確認されましたけれども、現在は雑木や雑草が茂っているという状況でありました。4番目の建築物の立地状況ですけれども、24ページのほうにお移りいただきますと、お分かりいただけますように、国道33号から調査対象地まで、真ん中の上からずっと左下に向けて町道が走っておりますけれども、この町道区間には住家が12軒、空き家と思われる住家が3軒、倉庫等が13軒、墓地が2箇所、田畑が道路に隣接するような形といたことが確認されました。また、調査対象地の周辺には住家や倉庫は確認されませんでした。そういうことから、施設整備の施工の際には工事車両の通行ですとか、施設整備後の廃棄物運搬車両の通行による騒音や振動の影響の考慮が必要ではないかと考えます。また、既存道路の状況につきましては、先ほど申し上げましたようにアクセスとしては、国道33号から町道によって調査対象地に至るということになります。既存道路の町道を利用する場合の調査対象地までの町道の延長が約1,500m、幅が2から3m程度ということで、狭くて、形が不良箇所も見受けられる、集落を通行するというところがございます。また、町道に沿って河川も流れている区間もございます。こうしたことから既存道路の状況につきましては、町道の幅が狭くて、線形不良箇所がある。住家と河川に挟まれていることから、町道を拡幅することは困難であると考えられますため、集落を避ける形で国道から町道へいたる進入道路の新設を検討していく必要があるというところがございます。その進入道路は、集落を避けて、国道から町道へ至るルートで新しく新設することは可能ではございますけれども、整備延長が約600mということで、新たな用地の取得が必要となってまいります。また、この地形図を見ていただきますと、国道がくね々と曲がって、左横方向に伸びていっておりますけれども、そこはちょうどその88と書いてあります調査対象地のすぐ南側で、非常に距離的に近いように見えるのですけれども、ここの場所は切り立った斜面と山でございますので、ここに進入道路を新設するということは極めて困難であると思われました。以上のことを総合いたしまして、ナンバー88の箇所につきましては、谷底の幅が狭いということと、中流部左岸斜面の表層崩壊跡である可能性があるということと、全体的に水を警戒しないといけないということで、土砂流出防止対策、地下水対策をしっかりと講じる必要があるということから、施設整備に支障をきたす恐れがあることが考えられます。また、進入道路は集落を避けて国道から町道へ至るルートを新設するということは可能ではございますけれども、整備延長が約600m以上ということになってまして、新たな用地取得が必要ということも課題となるところでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、南側からのアクセスは切り立った斜面を通るということですので、新設は極めて困難ということになります。ということで、このナンバー88につきましても、総合的な評価としましては、×の評価とさせていただきます。

それから、次、最後の箇所でございます。11箇所目でございますけれども、資料2の25ページからでございます、ナンバー104番ですね。佐川町の加茂というところの箇所でございます。こちらは調査対象地の中央部が広い平坦地ということですので、その四方を取り囲むような形で尾根があるということ、形的には盆地のような形になった土地でございます。この地質につきましては、この調査対象地が現在、私有地であるということであるため、詳細については現地踏査では確認ができておりません。ただ、考察としましては、広い平坦地であるということをお考えすると施設配置は容易ではないかと考えます。植生の状況でございますけれども、こちらの場所は平坦部が草地となっております、盆地の斜面は雑木林となっております。土地利用の状況でございますけれども、鉱山採掘跡地ということになりました。4番目の建築物の立地状況でございます。資料の26ページ、右側でございますけれども、こちらのほうをご覧いただきたいと思っておりますけれども、国道33号からの進入道としては、採掘場からの搬出道路ということで利用されていたものと思われまます。調査対象地は高い尾根に四方が囲まれた平坦地という状況でございますので、周辺に影響をおよぼすような建築物は見受けられませんでした。既存道路の状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように国道33号から進入する道路は採掘場からの搬出道路という形で利用されていた道路でございますので、その道路を利用できるものと考えられます。ただし、現在は私道ということであるために、道路の状況の確認はできませんでしたが、地形図上とか、あるいは航空写真では、道路があるということが確認できたところがございます。この考察としましては、既存道路の確認はできていない、現地踏査上はできておりませんということですが、採掘場からの搬出道路として利用されていたということであれば、当然、搬出用の大型車両等の通行は可能ではないかというふうに思われます。その他としまして、資料の右上の写真にもございますけれども、調査対象地の周辺には地形図に記載がない神社が確認できますが、この場所につきましては調査対象地とは尾根で分断されているということから、影響はないものと考えられます。以上のことを総合的に評価いたしますと、このナンバー104につきましては、調査対象地の中央部が広い平坦地であるということから、最終処分場を中心とする施設配置は容易であり、施設整備に支障がないものというふうに考えられます。また、四方を尾根で囲まれているということ

ございますから、周辺の住家等に影響を及ぼすことも少ないものというふう
に考えられまして、この箇所につきましては、総合的には○の評価というこ
とでさせていただいたところでございます。以上、11箇所につきましては、
個別の状況についてご説明させていただきました。

最後に、それぞれの箇所の最後に説明をいたしました総合評価と○△×の評
価を資料1にお戻りいただきまして、5ページ、6ページ、7ページにわたり
まして、総合評価のコメントをそのまま打ちだしたものを、以上の評価内容
で評価をして○△×を付けさせていただいたところでございます。説明は以
上でございます。よろしく申し上げます。

委員長：現地踏査の結果とそれに基づいた評価の案をお示しいただきました。先ほど
最後にご説明いただいた資料1の5ページ以降を見ると、評価が○△×と。5
ページを見ると○は問題がない箇所、△は、ちょっと課題はあるけれど整備
可能だろうと。×は大きな問題があると、やめておこうという場所になりま
す。簡単にまとめますと、×の箇所が問題になるのですね。×の箇所が5ペ
ージにナンバー15、6ページにいてナンバー36、ナンバー38、ナンバー42、
ナンバー43、そして7ページへいきまして、ナンバー45とナンバー88と、こ
れだけ×がございます。×の理由をかいつまんで要約すると、まず、5ペ
ージのナンバー15は、対象地内、谷底含めて、今も使われていると思われるミカ
ン畑、きれいなミカン畑があるから用地的にしんどかろうというところす
ね。6ページにいくとナンバー36は、これは谷幅が狭くて、土工量が多くな
って、あと建設予定地の幅が尾根を超えちゃうというところだから建設が相
当しんどかろうということですね。ナンバー38、これもやっぱり谷幅が狭い、
V字型なので地図を見てもお分かりのように谷幅より建設予定地の幅のほう
が大きくなっちゃうので、建設がしんどかろうと。あとは、作業用林道です
ね、林道の、林業用作業道が搬入路になるけれど、1,200m以上の拡幅を行
うということですから、アプローチの問題。この合わせ技ですね。次に42番は、
アプローチですね。4,000m以上の拡幅。次に、43番、これも合わせ技なのか
な。調査対象地内の谷が通常と異なる地形であるということと、もうひとつ
はアプローチですね、拡幅2,300m以上。次のページ、7ページいきまして、
ナンバー45ですね。これも合わせ技なのかな、地形的に表層崩壊跡の可能性
がある場所が見受けられるのと、アプローチ。1,300m以上の拡幅と、途中に
集落があると、用地買収がしんどそうということですね。次に88番、谷が狭
いので建設用地の幅が尾根を超えるということと、もうひとつアプローチ、
600mなのでこれは皆さん、どうぞ判断されるかですけれど、一応アプローチ
も理由にあがっているというところでございます。
これについてこの評価について、審議をしていきたいと思いますが、その前

にちょっとご説明をお聞きしていて、特にアプローチ道路の問題ですね。どの程度のアプローチ、既存の道路がどの程度であればこういう廃棄物処理、廃棄物処理場といいつつ建設事業の車両の通行に使えるのかというところを少し建設業に関わりのある方、委員に情報をいただきたいと思います。現場を見ていないのであれですけど、情報をいただくとありがたいです。例えば、この中でどの程度だと使えそうかというようなところについて、机上で結構ですので、少しお話いただくとありがたいです。

委員：どうなのでしょうね。道幅だけのことになりますね。

大型車両なら最低 3m50cm でも厳しいかもしれない。4m以上の幅員は欲しくなると思うのですけれど、普通の土砂積みの 11 トンではなくて、産廃物を運ぶロングの車両があり、通常的高速道路を走るような長いトラックくらいの車も走っておりますので、結構幅は必要になると思います。6m、7m とかいう。それで、行き違いもしないといけないので、片側 1 車線にして、両側を往復できるということで、7m、8m は欲しいと思います。あとはカーブを回ることになったら、その分また余分にいらいます。

委員長：いかがですか。

委員：委員の言っている通り。

委員長：もう少し条件の緩いお答えを期待していたのですが、かなり厳しい条件ですね。そうなるとおそらく林道、林道構造令を見ると、幅もさることながら林道のカーブは、ロングの車両を考えると非常にきついですね。ですから、今、道幅の評価を事務局の方にいただいているのですけれど、林道になると線形そのものがもっと緩いカーブにしなければいけないとかいうことになって、結構きつくなるかもしれないですね。分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、この評価につきまして、ご審議、ご質問いただきたいと思えます。いかがでしょうか。はい、じゃあ、委員。

委員：前回第 5 回の委員会を欠席しましたので、議論されたことかもしれません。

今日のお話聞いていると、谷に水が流れている場合に、地下水対策を行う必要があると、そのために地下水対策を行う必要があるところは評価が下がるのだということでお伺いをしました。確かに、沢に水が流れているということは、構造物を作る時においては検討しないといけないのですが、谷の表流水として谷を流れている水が多いということが、その地下水が多いということにはならないのではと思っています。谷の岩盤が浅い所に分布して、谷に崩壊土が薄い場合には、水は薄い崩壊土、崩石土の中を流れていますので、表流にたくさん水が流れているということは場所によっては岩盤が浅い所にある。すなわち地下水対策はそれほど必要ではなくなるのではないかと。表流を流れる水が多ければ上流側で水路なりを作ることで対応は可能ではないの

かなというような考え方もできると思うのですが、私の考えは間違っているでしょうか。

委員長：どうですか。表流水の考え方ですね。はい。では、お願いします。

事務局：ありがとうございます。今回、現地踏査ということでの観点でまとめさせていただきまして、委員のおっしゃるように地下水の状況もあくまでも想像というのでしょうか、表流水の状況を見ることでしか考えることができませんでした。そのところは逆に、こういった現地踏査の結果を見たうえで、そうした地下水への対応が評価できるよと言ったような、例えば表面的に見た時の見方というか評価の仕方とかがあれば、アドバイスをいただけたらと思います。

委員：地下水があるか、ないかを調べるためにはボーリング調査などをする必要があります。それが無い状況でご判断しているということは分かるのですが、地下水に関してお話しすると、地下水対策の必要というのは、そこにポケットを作って、整地をして穴を掘って、そこに廃棄物の穴を掘るために掘削をします。そのため、地下水が高いと掘削時に水が出てきます。もしくは、遮水シートが下にありますから、地下水が多いと下から膨れ上がってくる可能性があるということでの地下水対策でしょうか。そうすると地形や周辺の地質、また今回、調査項目の中で現地踏査では周辺対象地内の地形、地質、岩の土質等を確認するということになりますから、周辺の岩の露頭状態を見ることによって、地下水の高さ、岩が浅く分布しているかどうかということは推測できるかと思います。言いたかったのは、今回のこの判定の中で表流の水が流れているから、地下水が豊富にあるということに関連付けて判断するのはどうなのかなということです。

委員長：はい、よろしいですか。事務局どうですか。

事務局：確かに地下水対策ということは最終処分場を考えていく上では非常に重要なポイントだと思います。地下水を排除するため、地下水排水管を遮水工の下に入れて、それで流しているというのは大体の施設は対応していると思いますし、こういった場所でもそういった地下水対策というのは必要でしょうし、地下水が高いところではより大きな排水対策が必要かなと思っています。今回のこの現地踏査で、この地形、地質という形での評価を、評価項目として選ばせていただきましたのは、一つには地形の形、谷の幅が広いのか、狭いのか、V字谷なのかということも今回、地形の中で大きなポイントの一つではありましたが、それとあわせて地下水の評価については、目で見ただけで水が多くあったから、地下水や雨水対策も含めて対策が必要、あるいは排水対策が必要なのだというようなことでまとめて整理したところがございます。そうした中で、地下水対策を切り分けて評価するようなこともやっ

くうえで、もう少し何か観点などについて、ご指示、ご指導いただけましたら、そういった観点も新たに含めて、この現地踏査の評価も考えてみたいと思っております。

委員長：どうですか。

委員：今日、判断するわけですね。

委員長：この問題なのですが、先ほど委員が来られる前にちょっと私の方で念押ししたのが、現地踏査をしているけれど、基本的に机上の資料、航空レーザー測量とかそういうものの机上の検討という観点で考えてくださいということです。そうすると、地下水については全く調査ができておりません。ですから、地下水は分からないという前提で考えていただくべきなのじゃないかなと考えます。そうとはいえ、表流水多い、少ないっていうのは、私どもの委員会というよりは将来、何か役に立つ情報かもしれないということで入れていたというところがあると思います。それと、多分土石流を心配されていたのかもしれないかもしれませんが、地下水という観点でいえばそういうことではないかなと思います。ですから、あまりこのコメントの中で表流水が多い、少ないというのを私はあまり重要視したいと思わないし、実際×のところでは表流水が多いという評価の箇所が2箇所あるのですが、そこは同時にアプローチが長いから金かかるよねという理由も入っていますので、あまり表流水で×になっているところはないかなと思っています。

委員：すみません、委員長。先ほどは判断も含めてご説明いただいたのですが、谷を流れている水が多いということと2つに分けて考えるということができるのでしょうか。これは全部が、調査時が晴天時でその前に雨が降っていないという状況の中での調査ですから、谷に水があることは背後に集水面積が多い、集まりやすいということです。そうすると、雨が降った時に水がすぐに集まってくる場所なので、土砂の流出が大きいところと考えられるといった土石流等の土砂の流出という観点からの判断ができます。表流水が多いということは地下水が多いということとはリンクをしないように思いますので、そういう判断で我々も考えてよろしいのでしょうか。今日の選定の判断の中で。

委員長：はい、事務局。

事務局：これまでも評価と選定をしていく上で、地形図で常時水流のある谷というようなところは、選定の中でも流域が広くて水が集まりやすいので、対策が必要ということで、そういったことが地形図で確認できる対象地は除外してきたところがございます。それが今回、地形図では確認できなかったような規模のものも現地に行ってみたら、そういう状況だったということですので、私どもとしては、その延長で除外して考えたほうがいいのかというような

ことも確かに考えてございました。

委員長：ちょっと私から提案をさせていただきます。今、委員がこの表流水から得られる情報、2種類に分けていただきました。ひとつは水が多いということは土石流とか出てくるのではないかという話。もうひとつは先ほど私が今回言った地下水の問題。地下水の問題は先ほどお話ししましたけれど、土石流が出るんじゃないかというのは地形の問題になりますので、この次の、午後の航空レーザー計測による地形判読の中で、この情報とあわせて、この地表水の情報をご検討いただくとありがたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、私から1点、問題提起をさせていただきたいです。対象がナンバー45でございます。21、22ページでございますね。あまり自信がないので堂々と強く主張するつもりはございませんが、まずナンバー45、このA3縦長の総合評価を見ると2つの理由になっています。ひとつが先ほど委員のご意見があった表流水に関連するところですね。だから地形の問題。もうひとつがアプローチ、途中に集落があって、1,300mの拡幅を強いられるということでございます。表流水、地形の問題は実は私も判読では読み取れないけど、くさいなと思っているところはあるのですが、その話はあとで議論するとして、アプローチの拡幅が1,300mというところをどう考えるかですね。確かに長いっちゃ長いし、途中に集落がある。けれども、私、非常に砂防事業に関連することが多いのですが、砂防事業だとこの程度の工事用道路の建設はざらですので、ちょっともったいないなど。特に国道32号からすぐに入れるという、拡幅を除けばアプローチがすごくいい。だから、もったいないという思いがあるのですが、いかがでしょうか。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

委員：これ、手前に590mの整備をしないではいけないじゃないですか。新設の後に拡幅をするんじゃないですかね。間違えていたらすみません。

委員長：45番。22ページの地図見るとほぼまっすぐなのですよ。現道も。だからこれの拡幅だと用地の問題は別として楽。すごく楽、ということはないでしょうけれど。

委員：費用はわかりませんがね。民家の近くとか田畑のところと、山林と価格は全く違って来るから。

委員長：費用の問題は後ほど概算がありますので。だから、私は1,300mという距離と、この線形、22ページの地図を見ると線形、道路の形かなりまっすぐなので、先ほど運搬車両のロング車両が通る時のカーブの問題とかが、かなりクリアされるかなと思ったのですが。

委員：委員長、拡幅は切土を想定した拡幅をイメージされていますか。それとも、

ここの線形でいうと谷をずっと上がっていくので、片盛りだけでずっといけるのかな。

委員長：いや、現場を知らないので、分からないのですが。

委員：切土の面積はそう大きくなさそうだなと考えると、経済的なことは後でという議論なのですが、それほど経済的なデメリットには、工事の容易さ、困難さからいうと、それほど困難ではないのかなというような地形だと判断したのですが。

委員長：今の委員のご意見について、現場の状況がよく分からないので、本当に片盛りでいいのかどうか分からないけれど、22ページの地形図を見ても、平坦な谷の中の道路なので、用地買収の話だけを別にすれば、山側に道路を広げる必要があれば、切土で面倒になるのですが、谷の方に土を盛って道路を広げればわりと楽なのではないかというのが今の委員の見立てでございますが、いかがでしょうか。

委員：同感です。

委員長：細かいところまでは分かりませんが、いかがですか。

委員：いや、さすがにこれ委員長、水が最も多い場所というのが気になります。進入道はなんとか解決ができたとしても。

委員：造成地までの標高差が結構ありますよね。それは結構気になる。645m、下が410mで200m以上ある。確かに大雨の時とかはちょっと怖いかなと。道路は問題ないと思いますが。

委員長：道路というよりは、地形のほうですね。そうしたら、今のご意見についてはあとで、航空レーザーのところ、多分議論になりますので、また、お話しただけるとありがたいです。ここは確かに上流はくさいです、地形的には。今、委員から、道路を作るにしても谷の水の多いところ工事するからという話でしたが、他にご意見はいかがですか。進入路についても、おそらくこのあとの航空レーザー測定の図面を見ていただいたほうが判断もしやすいかもしれません。ナンバー45の評価については、ちょっとペンディングにさせていただきます。よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等はございますか。

委員：すみません、確認だけ。

○が付いている、104番は盆地に作るということで、これまで何回目かの委員会の時に景観に配慮するということがあったと思いますが、その景観についてもクリアしたものが、その条件を満足したものが今回この項目として挙がってきている。すなわち景観のことはもう考慮しないというような前提での議論と見ていいのですか。議論の前提を聞いています。

事務局：委員のおっしゃるように景観の観点から、評価をしていた考えがございます

けれども、この箇所は委員がおっしゃったように、そこはクリアしてきた箇所であるということは間違いないと思います。今回は現地踏査の結果ということで、地形、地質、植生、土地利用、建築物の立地状況、進入路という大きく5つの観点で評価の対象といたしまして、その他として、特筆すべきところがあれば、この中で記入させていただいております。この場所につきましても平地の採石跡地で窪地になっていて、周辺が尾根という状態になっているということですので、景観的に何か問題があるようなことは、現地踏査で見た限りではそうしたことは気が付きませんでしたので、特にそうしたことは入れてございません。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

委員長：他にいかがでしょうか。そうしましたら、この現地踏査の結果だけ見ても色々難しいところもありますので、先ほどお話ししたように他の地区に関しても航空レーザーによる地形判読の結果も踏まえて、評価としてはこの現地踏査の結果というのと、航空レーザーの結果、別々の評価をいたします。ですから、それを念頭においた上で、航空レーザーの結果見た上で、また立ち返ることがあってもいいかと思っておりますので、また、そういうことで午後に審議をしたいと思っております。そうしましたら、昼休憩に入りたいと思っております。

事務局：それでは、午後の部ということで、午前中に引き続きまして、資料1の8ページ、2番目の航空レーザー計測による地形判読というところから説明をさせていただきたいと思っております。この部分につきましては、お手元のA3の委員限り資料4、表に地形判読図と書いてある資料がございますので、資料1とあわせて、地形判読図をご覧いただきながら、また、必要な部分につきましては、前のスクリーンのほうに示させていただいて、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

前回、5回目の委員会におきましては、地形判読ということで、10mデムのデータ計測値を使いまして、大規模な土砂移動の判読というのをさせていただいたところでございますが、今回第6回目につきましては、それよりさらに詳しい調査によりましての地形判読をしていこうとするものでございます。3次調査対象地11箇所の中で、そのうちの3箇所で5mデムのデータ計測値しかなかったという状況が分かりましたものですから、今回の評価につきましては、全ての箇所につきまして5mデムのデータ計測値を用いまして、評価を行っていくということにいたしました。ただ、書いてございますように、ナンバー19の箇所につきましては、国土交通省、国土地理院が公開しています5mメッシュ標高データの公開データがなかったということでございまして、今回、業務をお願いしております国際航業様が所有をしておられます航

空写真から 5m デムデータ計測をいたしまして、それに基づいて評価をいたしました。また、判読する範囲につきましては、調査対象地と想定されます進入道路の紫までの部分と赤い調査対象地の範囲の流域といたしました。また、資料 4 の表紙 1 ページおめくりいただきますと、判読要素ということで、判読要素、判読手法が論じてございますけれども、それぞれの判読要素につきまして、10m デムの時に前回の対象としましたところは黒丸を、今回 5m デムで新たに判読しましたものは、黒丸と 10m デムのものも含めて、黒丸がついてございますので、10m デムのところのない黒丸は今回、初めて 5m デムの結果で評価をするとしたものでございます。判読の見方としましては、明瞭と不明瞭と 2 つのグループにいたしております。明瞭の部分は実線で、不明瞭の部分は破線で示しておりますけれども、その考え方につきましては、それぞれ判読要素ごとに、この表に書いてありますような考え方に照らして、該当する状態を考慮いたしまして、明瞭か不明瞭かという観点で判断をいたしました。それでは、資料 1 のページを 1 ページおめくりいただきまして、9 ページに今回評価をいたしました評価基準を載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。今回の評価の基準としましては、一番左の列にございますように、評価○、白い△、黒く塗った▲、それから×と 4 段階の評価をいたしました。それぞれの考え方はその項目に書いてございますように、△の評価は調査対象地や進入道路ごとに若干違いがございますけれども、こういった評価をしてございます。▲につきましても、▲-A、▲-B ということで該当する項目をその状態であればこのような判断をするということで書いてございます。おなじように×も×-A、×-B ということで書いてございます。2 番目の進入道路につきましても、同じような考え方で、△-a、b、▲の中に▲-a、b、×につきましては×-a ということで、それぞれの評価をいたしまして、総合評価としましては、③にございますような調査対象地と進入道路、それぞれの評価の組み合わせによりまして、総合的に○、△、▲、×というような 4 段階の評価をするとの考え方で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、個別の箇所につきましてはの評価に移らせていただきます。まず、1 番目、ナンバー15 の箇所でございますけれども、資料 1 の 10 ページに評価内容を示してございます。まず、この調査対象地でございますけれども、今、赤く丸をしているところが、調査対象地の範囲でございます。この調査対象地の上流側の谷に赤い線があります、上流の谷に明瞭な異常堆積地形と、お手元の資料の右横に書いてございますけれども、異常堆積地形というのは黄緑色の囲みでございます。そこにそうした地形があるということと、不明瞭、破線ではございますけれども、地滑り地形が 5 個ございます。その黒の破線で

覆っておりますけれども、その5箇所に不明瞭な地滑り地形が認められる。ということと、土石流発生時の規模が大きいということで、流域の面積でございしますが、それが約10ヘクタールほどありますことから、この場所で土石流が発生した場合に、この調査対象地に影響を与える可能性が高いということで、これ▲の評価とさせていただきます。同じように進入道路につきましては、△-bでございますけれども、その理由といたしましては県道付近に明瞭な軟弱地盤が分布をしているということと、進入道路に不等沈下等の影響を与える可能性があるということでございまして、この単独の評価としては△ということで、この組み合わせでいきますと、総合評価としては▲の評価とさせていただきますところでございます。

次がナンバー18に移らせていただきます。これにつきましても、今、赤い調査対象地のエリアを写しておりますけれども、その中に明瞭な地滑り地形、実線の黒で、地滑り地形が認められるということでございますけれども、この規模はそれほど大きな規模のものではないこと。また、この地滑り地形が認められる場所というのは、この調査対象地の中で見ますと、一番下流の端のところでございますので、そうしたことから、この場所にあったとしてもこの施設への影響は限定的だと想定されるということから、対応策を検討することが可能であるということから、これにつきましては△の評価ということでさせていただきます。また、2番の進入路につきましては○ということで、これにつきましては、特別にコメントを書くような内容がなかったということを表記してございます。総合的に評価いたしますと、ナンバー18につきましては地形判読については△の評価ということで判断させていただきます。

この次、ナンバー19でございます。調査対象地は赤いエリアの範囲でございますけれども、土石流が発生する可能性がある谷ということで、赤い線が明瞭に見えるというところがございますけれども、この発生時の規模が約4ヘクタール程度の小さい規模というところですので、この調査対象地への影響は小さいのではないかと考えました。また、新施設の整備のために行う盛り土などで、対応可能ということで考えておりますので、これについて○の評価ということで考えました。次にこの進入道でございますけれども、これにつきましても特段のコメントがないのではないかとということで○ということで、あわせまして19については総合評価○ということで考えたところでございます。

その次が36の箇所でございます。ここは、赤い調査対象地のエリアで土石流の発生する可能性のある、赤い実線の矢印のついた線が明瞭ではございませんけれども、この発生規模が小さく約5ヘクタール程度ということで、調査対

象地への影響は小さいと考えております。ここにつきましても、施設の整備のためにおこなう盛り土等で対応可能であると考えてございます。次の進入道路につきましても、19番と同じように特別なコメントはないということで、これの総合的な評価としては○ということで考えてございます。

次、資料を1ページおめくりいただきまして、11ページをお願いします。38の箇所でございます。こちらの調査対象地は、くの字型の形をしておりますけれども、この調査対象地の上流の谷は不明瞭ではございますが、深層崩壊跡地で、地滑り地形が5個認められるということで、破線の部分は5個ございます。かつ、土石流の発生時の規模が大きいということでございまして、土石流が発生した場合に、ここからの調査対象地に影響を与える可能性が高いということで、この項目につきましては▲の評価といたしました。その次に進入道路でございますけれども、進入道路に沿って、緑色の破線と黒の破線が不明瞭な深層崩壊跡地、地滑り地形があわせて10個認められるということで、進入道路に影響を与える可能性があるのではないかとということで、△の評価ということで考えました。総合的には▲と考えてございます。

その次がナンバー42でございます。ナンバー42は、赤い調査対象地の範囲の中に、明瞭な黄色の異常な堆積地形が認められるということから、この場所は未固結土砂ですか、塊になっていない土砂が堆積していることが推測されますので、掘削などによりまして、地滑りとか地盤沈下が調査対象地に影響を与える可能性がありますので、△の評価とさせていただきます。次に、この場所への進入道路ですけれども、紫色の部分でございます。この進入道路に沿って不明瞭ではございますけれども、18個の深層崩壊跡地が認められて、緑と黒の破線の丸い形の物がそれぞれ進入道路に沿って18個あります。それとあわせまして、明瞭な異常堆積地形も認められるということから土砂移動が活発なところであると想定がされます。なおかつ、土石流発生の規模が大きいということで、それが約40ヘクタール程度あります。そうした理由から、土石流が発生した場合に、進入道路に影響を与える可能性が高いということで、ここは▲ということになりまして、総合的な評価としては▲という評価と判断したところでございます。

その次が43の箇所です。赤い丸で書いた調査対象地でございますけれども、その調査対象地の中に明瞭な異常堆積地形が認められるということから、先ほどと同じように未固結土砂が厚く堆積をしているということが推測されます。そのため、掘削による地滑りとか、地層崩壊といったものが、調査対象地に影響を与える可能性があるという評価をいたしまして、△としました。進入道路につきましては、この道路に沿って明瞭な深層崩壊跡地と異常堆積地形が認められるということと、あわせまして不明瞭ではございますけれども

も、深層崩壊跡地と地滑り地形が合計 5 個認められるということから、同様の土砂現象により進入道路へ行きわたる可能性が高いということで▲と判断をいたしました。総合評価としましても▲という評価をしました。

その次はナンバー44でございます。その調査対象地内に明瞭な地滑り地形と異常堆積地形が認められます。この地滑り地形の規模は大きくないものですが、この場所は調査対象地の中流部に位置しているということから、ここで地滑りが発生した場合には、調査対象地に影響を与える可能性が高いということから、この場所につきましては▲の評価が適当ではないかと考えたところでございます。進入路につきましては、特段コメントすることはございませんので、○ということ、44 番は総合的には▲ということで評価をさせていただきました。

次が午前中の中でもお話がございました、45 番でございます。この調査対象地の上流の谷は土石流発生時の規模が大きく、約 10 ヘクタールほどあるのではないかとということと、その調査対象地の中に明瞭な異常堆積地形が認められるというようなことから、土石流の発生度が高いと思われまますので、土石流が発生した場合に、この調査対象地に影響を与える可能性が高いということで、評価を▲と考えております。次に、この進入道路につきましては、進入道路に沿って、不明瞭ではございますけれども、5 個の深層崩壊跡地と地滑り地形が認められます。あわせまして、明瞭な異常堆積地形も認められますことから、土砂の移動が活発であるということが想定されます。なおかつ、土石流の発生域の規模が大きく、約 29 ヘクタールほどございます。そうしたことから土石流が発生した場合に進入道路に影響を与える可能性が高いという判断で▲の評価といたしました。▲が 2 つということございましたので、この 45 につきましては総合的には×という評価とさせていただきます。

次が 88 番でございます。まず、調査対象地でございます。調査対象地の土石流の発生する可能性がある谷に明瞭な線が出ています。その他、調査地の斜面に不明瞭な地滑り地形が 1 個認められますが、ここの調査対象地への影響は小さいと考えられます。なお、ここに新しい施設を整備することによって、この谷が埋められますことから、そうした土石流の発生する可能性というのは低くなっていくのではないかと考え、○の評価をつけてございます。それから、2 番目として進入道路でございます。この進入道路に沿いまして、明瞭な地滑り地形、あるいは異常堆積地形が認められていることを考えますと、進入道路に影響を与える可能性が高いと判断いたしまして、この項目については▲ということで、総合的な評価としましては、△の評価としたところでございます。

最後ですけれど、104 番です。ここにつきましては、この調査対象地の中に、

土石流の発生する可能性がある谷に、赤い実線の矢印が明瞭に出てございますが、この谷が、施設配置を計画する平坦地とは尾根を挟んで反対側のほうに位置していることを考えますと、この谷による平坦地への影響というのは考えられないのではないのかということから、○の評価ということで考えました。進入道路につきましては、特段に影響はないだろうということで○ということで、2つあわせて、総合的な評価も○ということで評価しております。以上でございますけれども、地形判読のご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、今の航空レーザー測量の結果に基づく、判読結果ですね。その判読及び評価結果、個別評価から総合評価にいたる道筋というのは、9ページに書いてありますね。この評価内容と評価結果について、ご意見、ご質問等々いただければありがたいと思います。なお、その上で、さっきのナンバー45番、これ私がペンディングにしたものですが、これの地形についても少しご考慮いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。委員。

委員：104番ですけれども、構内に専用道路があることを前提にしてるわけですね。100m ぐらいの構内専用道路で繋がっているという理解ですか。

事務局：委員のおっしゃったようなことで考えております。

委員：現地を確認した時に入れなかったみたいなお話があったので、本当にちゃんとあるのかなと思ったのですが。

事務局：まだ、あくまでも現地踏査というものの、入れる範囲からの調査しかございませんので、そこは直接確認したわけではございませんけれども、航空写真とかいったものから見ると、確かに道路があるということは認められます。また、搬出用の道路ということで、採石を外に出す目的もございますから、車両も通ったのだと思います。

委員：分かりました。

事務局：先ほど説明させていただきました中で説明ができていなかった部分がありました。ナンバー18の部分でございますが、ここの調査対象地の中に、黄色で明瞭なものが見られるということで、△ということで評価をしておりますが、そのあたりについて何かコメントというか、アドバイスをいただけたら、お願いしたいと思います。

委員長：このナンバー18ですが、ちょっと私の解釈を。黄色い丸ですから、異常堆積地形ということで、要は谷の中に土砂がたくさん堆積しているということです。それは我々、応用地質学系の間は、これは土石流がたまった、ないしは崩壊土砂がたまったと考えることも可能である地形ということで、危険の指標としております。ですから、異常堆積地形が明瞭なものがあるというこ

とは、過去何年前か分かりませんが、確実にそういう土砂がたまったことがあったことだとは思いますが。ただし、この規模小さいので、こんな小さいもので除外するということになる、ちょっとしんどいな。あと、これは規模が小さいですから、砂防事業であれば砂防堰堤 1 基くらい入れれば、特に問題なく処理できるという判断も私はございます。基本的にはこの程度の堆積地だったら、これを使わないという話になると高知県内の山つてもう谷底が使えないことになりますので、私は特に問題ないかなと思っております。

委員：今の議論は、赤線に囲まれた敷地内の黄色ということでお話されている。

委員長：そうですね。

委員：そこはもう整地をして、施設を作って、そこの滑りに関しては考慮する必要はないと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

委員長：土木系二人から同じ意見が出ました。本当はこれ判読結果なので、緊密に言うとなんか判断入れちゃいけないのですが、ただ、そういう判断もございまして。そうしたら、より厳密にするために、資料 10 ページの 18 の①に、今、私どもがお話したように、異常堆積地形があるが対策等を施すことにより問題がなくなりそうだと、そういうコメントを書いておいていただくとよろしいかと思っております。委員のご判断は、私が言ったこととまったく一緒ですので、問題ないと思っております。現場に行ってみないと分かりませんが。

委員：廃棄物が上にたまるわけですから、勾配が緩くなる。廃棄物の下の土砂が流れ出すということはありませんから、敷地内に、小規模のものが含まれているということに関して私は特段の問題にはならないのかなと思っております。

委員長：じゃあ、そういうことで。

事務局：ありがとうございます。

委員長：他に何かございますか、はい、委員。

委員：すみません、分からないなりに一生懸命理解しようとしておりました。

資料の 1 です。12 ページですけれども、▲と○がある場合には▲が優先だろうなというところで見えておりましたが、44 番と 88 番ですね、▲と○が同じようにあるのですけれども、総合評価の方で▲と△になっております。これは進入道路のほうが何とかなるだろうとか、調査対象地のほうが大事だからとか、そのあたりを何かご説明いただきたいなと思っております。

委員長：じゃあ、お願いします。

事務局：おっしゃいますように、同じ▲と○の組み合わせでございましてけれども、44 番は調査対象地のほうが▲で、88 のほうは進入道路が▲ということで、その進入道路と調査対象地のウエイトの置き方というのでしょうか、そういうところで考慮して、そのような評価の結論ということで考えたところがございます。

委員長：よろしいですか。

委員：分かりました。

委員長：重み付けがあるということですね。はい。他にいかがでしょうか、ご意見、ご質問等々。評価の仕方については、今、委員がご質問されたようなところ、その論理の考え方も含めて、それも対象としてご審議いただけるとありがたいです。そうしましたら、お昼前に私が宿題にした、ペンディングにした 45 番なのですが、先ほどは現地踏査の結果でございましたが、今回はより地形が分かる地図が出てきた。この判定はいかがでしょう。12 ページの判定結果、総合評価を見ると×になっております。それは①の、これは建設用地内が▲であるのと、もうひとつ②は進入路、アプローチ道路沿いが危ないですよということで▲になっている。その合わせ技で×になっているわけです。この評価についていかがでしょうか。特に先ほどは私、45 番を拾ってもいいじゃないかという観点でお昼前にご説明申し上げたのですが、この地形判読の中で唯一の×ですね。この評価内容、理由を読んでいただいて、明らかに他に比べて危ないなという理由になっているかどうかというところも含めて見ていただきたい。これを×にするのであれば、そこも重要だと思いますので、そういう観点でもちょっと見ていただきたいと思います。まず、12 ページの 45②を見ていくと、不明瞭ではあるが、アプローチ道路の周りに 5 個の深層崩壊跡地と地滑り地形が認められると書いてございます。この航空レーザーの資料 4 のナンバー 45 番ですが、これ見てもアプローチ道路に深層崩壊及び地滑りの不明瞭なものが 5 個あるように見えないのですが、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

事務局：進入道路沿いの山の斜面で、土石流の発生域の中で今カウントしているのが、1、2、3、4、5。土石流の発生域の中に土砂の供給源が 5 個あるという解釈になります。

委員長：奥まった谷も考えているわけですね。それであれば分かります。そうすると文章に、想定される道路沿い及び道路沿いの溪流の上流部にとか書いていただけるとありがたいと思います。

委員：よろしいですか。分からないままに聞いているのですが、45 番は×になった大きな理由ですけれども、赤枠内に黄色で囲まれた異常堆積地が広く入っている、こういう異常堆積地形は、上流側からの土石流が溜まったものであると推測される、だから×なのだという推測になっていますけれども、左の方を見ると、高いところに台地地形がありますよね。こういった地形が見られるので、必ずしも土石流堆積物でないと判断はできるのではないかなど。地形から判断したらどうなのでしょう。

委員長：いかがですか。

事務局：今、この異常堆積地形を判読している北側の斜面ですけれども、チャートという非常に硬い岩塊がそこに分布しているような部分になっています。

今、指し示しているところに帯状に黒いラインがあるのですけれども、そこに硬いチャートの岩塊が分布しておりまして、そこが硬いものですから、上層部、山頂のあたりに平たい土地が広がっているのが、硬いので浸食されにくくて、山頂が緩斜面として、エアーズロックとかああいう岩がそういう形なのですけれども、浸食されにくい状態なのです。ただ、やっぱり硬い岩盤でも割れ目沿いに落石があつたりとかして、土砂供給しますので、谷筋がいくつかあつたとして、土石流だつたり落石で、そうした緩斜面が形成されているという地形的には識別できるようなところですよ。ですので、ここは土石流と小規模な崩壊、及び落石で不均一な土砂が広く堆積している地形だと判断しています。

委員：高松の屋島みたいな地形なのですね。上に硬いのがあって、下に柔らかいのがあって、下の柔らかいのが浸食されて、下に緩勾配の斜面があって、そこが堆積地形になって、土砂がたまっていますよというようなイメージで、今の黄色いところも、その判断だと確かに土砂が厚くたまっていると考えることができるという理解で良いですか。

事務局：そうですね。

委員長：それで、ナンバー45番の×の理由を委員が非常によくまとめていただいたのですが、結局12ページの表でいうと①のほうですね。①のほうで異常堆積地形、これ上から降ってきた土砂が、崖錐といいます、緩くたまっていますよ、だから土石流の可能性ありそうですよということなのですが、これで×にするというのは、どうでしょうか。他の文章と読み比べていただいでどうでしょうか。崖錐で×にするというのが、あまりにも玄人すぎて難しいかな。ちょっと私は、実は抵抗がございます。ただ、私もこの道の地形判読専門じゃないのですけれども、これを見ると嫌だなと思うところはございますので、▲2つの×でもいいのですが、もし×にするのであれば、もうちょっとパンチのある理由が欲しいのかなという気も私自身はしております。その辺いかがでしょうか。これで、もしよろしいようであれば、これでいいと思うのですが。どなたかご意見いただくと。

何かもっと明瞭な、例えば地滑りなり、深層崩壊なりが1個でもあると胸張って言えるのかなという気がするのですが。文章を読んだ感じは、いかがでしょうか。

委員：まったく素人なので、まったく分からないのですが、黄色の領域が他と比べてでかいので、そういうことなんですかね。

委員長：異常に広い。そうですね。ここだけ、この黄色の異常堆積地形が異常に広い

ですね、確かにおっしゃるように。

委員：これまでも何度も土石流が頻発してきて、ここまで大量の土砂を堆積した結果がこの地形ということですか。

委員長：土石流なのか崩壊なのかは別として、やはり上流からの土砂供給が盛んであったことを示すということでしょうね。

委員：それは確実に言えることだと思います。

委員：これ、東西の谷で、すごく幅広いですね。水田がいっぱいある。ここのほうの礫の深さとかというのは分かるのですか。なんか探査の方法はあるのですか。崖錐ではなく、横に走っている谷は、幅が広くてすごく平らな地形が続きます。それはほとんど全部が周辺からの崩壊土砂で埋められたという跡だと考えて良いですか。

事務局：その下に水田になっているようなところとかは、山側からの直接の堆積もあるとは思いますが、今の対象地の流域も河川で若干流されて、二次堆積したものと、混在しているような状態です。

委員長：委員、いかがですか。

委員：例えばカンボジアの谷について、昔から調べていたんですけど、何百 m もあるんですよね。礫層の厚さが。そういう礫層、谷を埋めている礫層の厚さというのを調べる方法というのは、最近の科学の方法で、簡単に調べられるものはあるのですか。もしそれが分かれば、そういうデータも付け加えられれば、危険性指標にもなると思うのですが。

事務局：ものすごく進化しているわけじゃないですが、直接ボーリング等で掘る以外にも弾性波や電気探査等の物性値を元に深度を想定する物理探査は、可能だと思っています。

委員：そこまでやらなくても危険度はそうは変わらないと考えてよろしいでしょうか。そういうデータも付け重ねたほうが、危険性をアピールするのに役に立つのであれば、簡単にできるのであれば必要なのかなという気もしますが。

委員長：今回の検討は、あくまでもここまでの机上検討ですから、地形で見るしかないということになるかと思えます。

委員：四国山地のこういう平坦地のほうの地質学的な地形のデータがたくさんあると思うのですが、そういうものを引用して、根拠に厚みをつける方法もあると思うのですが、その辺の文献調査とかいうのはいかがでしょうか。

事務局：今はまだしてないですけども。

委員長：多分、ないね。こういう応用地質的な、委員がおっしゃたようなものは。ボーリングデータとかはあるでしょうけれど。例えば、四国の地形学って昔ながらの地形学の研究が多くて、こういう細かい、一本の谷底がどうだ、みたいな話ってあまりないように思います。ですから、多分、ここに手を付けた

のは、この谷の上流にある鉱山会社ないしは、この業務くらいかもしれませ
ん。

委員：四国の大きな地質構造って東西にあるじゃないですか。ここもチャートで、
すごく急な崖があるというご説明がありましたけれど、これも多分、東西に
断層あるいは地質が深入りしていった時にできた大きな地質構造のような気
もしますけれども、例えば平野部でも波介川とか日下川とかでは、すごく深
い堆積物がある。そういうものが山地のほうにもあるのかなと思います。そ
ういう歴史を持った地形ということであれば、今後ともそういう大きな土砂
災害が起きないとは限らないという気はするのですけれど、いかがなもの
でしょう。

委員長：今、わりと危険性の判断、指標が崩壊したところもあって、例えば9ペー
ジの評価基準を見ていただくと、これが事務局とコンサルさんの激烈なるご議
論の中で作った評価ランキングなのですね。対外的な説明ということを考え
ますと、この中で評価の原因を押しえたいとか書きたい。そうすると、
今の委員、そして、先ほども、そういう地形、地質的なことが書けないか
というお話もあったのですが、それについてはなかなかしんどいと。しんどい
理由としては、評価基準に入れ込むとなると、まだけっこうしんどい作業が
あるということ、もうひとつはデータがあるかどうか分からないということ
で、机上検討で書けるかどうか分からないということになります。ですから、
できればこの9ページの評価基準の中、つまり調査対象地内、周辺も含めた
対象地の中で、判読できる地滑りとか斜面崩壊、異常堆積地形の部分の可能
性等々で勝負をしたいなと思っているところです。

委員：私はこれで、この記述でいいじゃないかなと思ったのですが。もうひとつ気
になるのは、進入道路が平らな所なので、道路を作るうえではそんなに困難
はないかなと思ったのですが、▲になった理由としては上流からの土砂移動
がすごく懸念されるというようなご説明ですよね。土石流発生も規模が大き
いと。例えば毘沙門滝の上に、満タンになるくらいたまっていて、ここで何
かあると一気にこれが崩れてくるという可能性もこの文言の中にも含まれて
いるということなのですか。そういう危険性が高いというのは、もう少し噛み
砕いていうと、そういうところまで含んでいると考えてよろしいのでしょ
うか。

委員長：そうですね。やっぱりこの異常堆積地形、今、委員がご指摘された毘沙門滝
の上にもけっこうごついのがいるということで、これは例えば明瞭な地滑り
じゃないけれど、これにおうよねというのが、多分、私どもの判断になりま
す。ですから×にしたみたいなどころがあるかなと思うのですが、それはそ
れとして、今の委員のご意見と、その前の委員のご意見をお聞きしていると、

やっぱりこの異常堆積地形で勝負をするということになります。ただ、私の希望として、12ページの45の特に①の異常堆積地形の書き方をもう少し強くしていただけないかなと。例えば、委員が、この異常堆積地形が、こんな広いところは他にないでしょというご指摘されました。ここだけ異常に広いのですよね。ですから、それを①の文章に書きこんでいただくといいんじゃないかな。そうすると、②の文章を読んだ時に明瞭な異常堆積地形が、上と一緒にこと言っているなど分かりますので。そういう形で、この異常堆積地形を差別化をしていただくと、より分かりやすくなるのかなと思います。そんな形で皆さんご対処いただくということで、皆さんいかがでしょうか。他、何かご指摘、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、後でまた総合評価のところの議論もございますので、今回これを見て言いそびれたことがあるという場合は、後ほどの総合評価のところでお話いただければ、ありがたいと思います。そうしましたら、これで航空レーザー測定の結果は終わりにいたしまして、5分ほど休憩をとりたいと思います。

－ 休 憩 －

委員長：そうしましたら、審議に戻りたいと思います。次が、資料1の13ページ、概略施設の計画案、これについて、また事務局からご説明をお願いします。

事務局：それでは、資料1の13ページから概略施設計画案につきましてご説明させていただきます。使用いたします資料は、資料1と、あと図面のほうがA3の図面で委員限り資料5の1と書いた施設配置計画の平面図、同じく5の2の横断図、縦断図、それからA4の小さいのになりますけれども、資料5の3の進入道路図、この3種類の図面により、説明を進めてまいりたいと思います。それでは、まず資料1の13ページの概略施設計画案と、考え方を紹介させていただきます。今回、施設配置を検討した時の施設構成でございますけれども、資料の13ページでございますように、埋立処分場のほうの埋立容量は20万 m^3 ということで設定しています。今、新しい施設の処分場の埋立容量を17万 m^3 から23万 m^3 ということで、考えてございますので、その中間をとって容量は統一したいということで、20万 m^3 とさせていただきます。それから、施設規模につきましては、埋め立ての深さを12.5mを標準としまして、12.5mとれない場合は15mまでということで考えました。これにつきましては、この委員会、第2回の委員会におきまして、既存の屋根付きの処分場、管理型最終処分場のいくつかの施設の平均の深さを計算しますと、12.4mになるというようなことございましたので、その数字を引っ張ってきまして、12.5mと設定し、それを等高線の谷底の幅を考えまして、その調査対象地の範囲内で配置できる施設の幅と長さを設定しました。その結果、その方法で20万 m^3 を確保できなかった箇所につきましては、深さを15mにいたしまして設定を

しなおした、というような考え方でございます。それから、施設の構成に必要な管理棟につきましては、現在のエコサイクルセンターと同じ規模の延べ床面積ということで、240 m²の面積を考えました。それから、浸出水処理施設につきましても、埋立て容量が現在のエコサイクルセンターのほぼ倍でございますので、水処理につきましても15 m³の倍の30 m³の一日処理能力ということで設定しました。進入道路につきましても、幅が現在のエコサイクルセンターと同じく6.5m幅で、可能な限り、先ほど現地踏査などご紹介させていただきましたような既存道路を利用するという形で設定をいたしました。なお、先ほどもご説明しましたように概略施設計画につきましては、あくまでも今回の4次スクリーニングのために調査対象地を比較検討するために作成したものでございまして、実際には測量ですとか地質調査等々を行ったうえで、配置を検討するわけでございます。そういった考え方のもとで作ったものでございまして、その作ったものを○△×で評価をいたしました。○につきましては施設整備、または進入道路に課題があるが整備が可能な場合、△につきましては施設整備、または進入道路に課題が多い、または大きな課題があるが施設整備が可能であるという状態。×につきましては施設整備が極めて困難。という3段階によって評価をいたしました。それでは、お手元のほうに資料5の1の平面図と、5の3の進入道路と書いた平面図がございますので、こちらのほうを一緒に並べていただきながら、資料1に従いまして、それぞれの場所ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、15番の箇所でございます。現地踏査の時にもご説明させていただきましたけれども、こちらの場所は調査対象地の中にミカンの栽培をしている箇所が2箇所ございまして、これが真ん中にごございますものですから、このミカンの栽培をしている場所を避けて施設配置するということが不可能であるということでございます。なお、この図面はそれを承知のうえで施設を配置した形でございます。それから、5の3の図面を見ていただきますと、進入路のそれぞれの延長距離を書いてございます。市道で行いますと、市道の拡幅等部分が1,400mということで、拡幅の平地921mと、それから新設の平地58m、新設の斜面地353m、これを足していただきますとほぼ1,400m程度になるというようなことでございますけれども、この市道も最初に説明を申し上げたように、市道沿いの住家とか河川とかビニールハウスといったものが隣接しております関係で、特にその中でも河川の対応が大きな課題になるとの認識でございます。また、進入道路を新設する場合でも、整備にはほぼ同じ程度の距離が必要となってくるということでございますので、用地取得とか補償ということが多くなるということが課題であると考えてございます。いずれにしましても、ミカンを栽培している箇所が2箇所あって、ここを避

けては通れないということがあるため、ここにつきましての評価は極めて困難ということで×という評価にさせていただきました。

その次が 18 の評価でございます。こちらの施設の配置でございますけれども、調査対象地の中に最終処分場本体、雨水の調整池、管理棟、水処理施設がキレイに収まっておりますので、各施設配置については問題はございません。また、進入道路のほうをご覧くださいますと、市道につきましては拡幅する必要がございますけれども、最初の説明でもございましたけれども、市道沿いは住家が道路を挟む形で連なっているところとか、道路の線形が悪く、拡幅が困難であるということから、対象地の下流側に整備がされている県道から調査対象地までの進入道路、紫色の部分でございます、ここが約 500m 程度でございますので、ここに進入道路を新たに新設することが可能ではないかと考えました。そういうことから、この 18 番の評価としましては、○という評価をさせていただきました。

その次が 19 番の箇所でございます。平面図の方からご覧ください。最初にもご説明させていただきましたけれども、右岸側の斜面の尾根部分でミカンを栽培している箇所があったというところがございますけれども、この箇所を避けて施設配置することは可能でございました。また、進入道路につきましては、県道と公道、それぞれの拡幅などの道路整備としまして、延長をあわせて 940m 程度の整備を行う必要がございます。しかし、この道路に隣接している住家というのは少ないものの、運搬車両の通行によります影響、これも可能な限り軽減する対策を講じる必要がございます。なお、県道の約 500m につきましては、先ほどもご説明させていただきましたように、ほぼ直線でございますので、待避所の整備とかで十分対応可能であると考えております。以上のことを考慮いたしまして、この箇所についての評価を○とさせていただきます。

その次、36 番でございます。ここは現地踏査のところで説明させていただきましたように、谷底の幅が狭いということと、かつ上下流の方向が短いというようなことがございまして、12.5m の幅では収まりきらない関係で、埋め立ての深さを約 15m にしても、その幅が 54m の幅が必要になってくることから、掘削の土量が多くなることと、それと谷の幅が狭いということによって、整備工事の作業効率、施工性が悪くなるというようなことが課題として考えられます。また、進入道路につきましては、調査対象地のの上流部まで林道が整備されております。この林道から調査対象地までの進入道路を山の斜面約 240m 程度に新設することを検討することは十分可能ではないかというようなことが考えられます。以上のことを総合いたしまして、この 36 番につきましては、△という評価をいたしました。

その次、15 ページをめくっていただきまして、38 番の箇所でございます。この谷の形状をご覧いただきますと、V 字谷で湾曲しているということで、施設構造物を大きく 2 箇所曲げていく必要があるということと、また、谷底の幅が狭い関係で、やはり施設の整備工事の作業効率性が悪くなるところが課題であると考えております。また、進入道路につきましては、林業用作業道、緑色の部分でございますけれども、拡幅と新設をあわせて 1,300m 程度行う必要がございます。この延長が長いことと、道路の勾配が急であることを考えると、この整備の工期が長くなるのが課題であり、特にエコサイクルセンターの埋立て期間が間近に迫っていることを考えますと、大きな課題であると考えます。また、調査対象地の下流側でございます。5 の 3 の資料で見ますと、この下に白い車が写っている写真の部分でございますが、このあたりは、切り立った岩でございます。ここから調査対象地まで進入道路を新設するというのは極めて困難であると考えられます。そうしたことも考慮いたしまして、総合的にこの 38 番の箇所につきましては、△評価とさせていただきます。

次が 42 番の箇所です。こちら、この地形なりに作ろうと思いますと、くの字型のような形で、大きく中間あたりで曲がってしまいますので、施設の整備工事の作業効率が悪くなるのが課題と考えられます。また、進入道路につきましては、A4 の資料のほうでございますけれども、林道の拡幅などということで、新設道路、拡幅道路ということで合わせますと、約 4,900m 程度の整備を行う必要があります。この整備延長が一番長いことから、どうしてもこの整備にかかる工期も長くなるということが課題だと考えております。あわせて、進入道路を整備するとしても、標高が高いこともございますので、冬場の積雪などによる通行への支障が出てまいります。そういったことを考えまして、ここの評価は△とさせていただきます。

次が 43 番の箇所です。平面図で閲覧いただきますと、結構谷底の幅が広いということで、この施設概略計画にありますように長方形に近いような形の設計になっておりますが、このような形になると、この屋根の部分を支える柱というのが場内に必要になってまいります。経験的にいいますと、施設の長さが 60m 程度より長くなると、柱を使って屋根を支える必要があるということがいわれております。そのような柱を場内に作るとなると、その柱を立ち上げる部分に、遮水工ということで、遮水シートを張る必要がございますので、その遮水工にちょっとテクニックを要することがございます。無理ではございません、事例もございますので、現実的にできるのですけれども、技術的な課題として考えているところでございます。それから、林業用作業道の拡幅などの整備を、合計で約 2,300m 程度行う必要がございます。この延長

が、やはり長いということと、勾配が急であるということから考えますと、工期が長くなるということが、大きな課題となっております。あわせまして、こちらにも標高が高くございますので、進入道路を整備するにしましても、冬季の積雪等での通行への影響というのは変わりございません。そういうことを考えまして、こちらの箇所につきましても、△の評価とさせていただきます。

次の44の箇所でございます。こちらの箇所につきましては、この調査対象地の中の中流部に確認されました地滑り地形への対応というのが必要になります。公道の拡幅等につきまして、ご覧いただきますと164mと264mということで、約400m強の整備を行う必要がございます。この延長が非常に短いということ、国道から非常に近いということ、住家等も少ないことから、課題が少ないということで、この箇所につきましては○の評価をいたしております。

次の45番でございます。こちらにも谷底の幅が広くありますので、施設幅も広くなるということで、平面図を見ていただきますと、ちょっと角があるような形の正方形、カクツとしたような形の平面になっております。こちらにも施設幅が広がりますので、屋根を支える柱が必要になってくるということで、先ほどの施設と同じように、遮水工での遮水性能の確保ということが工事における技術的な課題と考えられます。道路につきましては、市道の拡幅と新設と合わせまして、約1,300m程度の整備を行う必要があるということで、この間に住家が隣接していることと、延長が長くなるということが課題となっております。また、新設をする場合でも延長がほぼ同じくらい必要ということになりますので、拡幅に比べますと用地買収等が割高になってくるということが課題でして、そういうことも考慮しまして、こちらは△の評価とさせていただきます。

次の88番の箇所でございます。こちらは谷底の幅が狭いということと、上下流方向が短いということで、埋め立ての深さを15mにしたとしても、46mの施設幅が出てくるというようなことになりますので、工事にともなう掘削の土量が多くなるということなど、谷底の幅が狭いということによる施工性に課題が多いと考えております。また、アクセスにあたりましては町道の拡幅が必要ということでございますが、住家と河川に挟まれた集落の区間は、拡幅するということが非常に困難でありますので、この集落を避けて国道33号から新設の道路を、田畑の間に約590m程度整備する必要がありますことから、この用地の買収が課題でございます。さらに、町道の拡幅や新設など、1,100m程度の整備を行う必要があるといったことから、道路整備の工期が長くなるため、進入道路の整備がこの箇所の課題であると思っております。なお、

先ほどもご説明いたしましたように、調査対象地の南側にある国道 33 号から直接アクセスするためには、切り立った斜面の山を越えるということで、現実的には困難でありますので、総合的なことを考えまして、ここを△評価とさせていただきます。

それから最後でございます。104 番でございます。こちらはこれまでご説明させていただきましたように、石灰石を採掘していた鉱山跡地でございます、その採掘跡の窪地にあわせて施設を配置するということになると、平面図にございますような施設幅が広がるということになりますので、屋根を支えます柱を場内に立てる必要が出てくるということで、先ほど申し上げたような遮水性能の確保ということが技術的な課題ということになっております。場所としましては鉱山として開発されていた平坦地でございますので、整備工事への支障というのは特にないということで、この 11 箇所の中では施工性については最も優れている箇所ではないかなと感じております。

以上 11 箇所の平面図と進入道路のご説明でございましたけれども、5-2 の資料として、それぞれ平面図を横断、縦断に起こしたものを 1 箇所だけずつ作って付けさせていただいております。これらの図面の説明につきましては、省略させていただきます。以上でございます。

委員長：17 ページの（4）概算事業費の維持管理も含めた分まで、お願いできますか。

事務局：はい。なお、先ほどの資料の 5-1 でございますけれども、15 番と 18 番については、1 枚目と 2 枚目で 5m メッシュの航空レーザ計測のデータを使いっており、19 番は国際航業さん所有の航空写真、36 番以降は 1m メッシュの航空レーザ計測のデータということで、メッシュの大きさなどが統一できておりませんが、施設の平面図を見ていただくのに際しましては、それほど支障はないと考え、こういった形で整理させていただきました。

さて、概算事業費でございます。資料 1 の 17 ページからになります。先ほどご説明させていただきました概略施設の計画案に基づきまして、必要な施設の建築にあたっての概算の数量を出しまして、それに積算単価を計上するというような形で、施設建設費を試算しております。各積算単価につきましては、現在のエコサイクルセンターの工事費算定の設計書等から準用するとともに、管理棟につきましてはエコサイクルセンターの実績、水処理施設につきましては、昨年度行いました基本構想における費用を準用しております。また、用地取得費あるいは補償費、それと消費税相当額というものは、この中に含んでございません。項目としまして、造成、貯留構造物と管理棟、浸出水処理施設、進入道路、これを 4 つに分けて、それぞれ 11 箇所について積算したものの合計金額を 17 ページ下の表に示してございます。考え方としましては、この 11 箇所の平均が 49 億 7,100 万円というような金額が出ま

したので、その平均と比べまして、平均値未満のものは○の評価、平均値以上が△の評価、それから一番高額のもの、×の評価ということで評価を付けました。その結果が17ページの下の評価に書いてあるようなものでございまして、42番が一番高い60億6,400万で、一番安いのが44番というような額で並んでございます。その並べ方を変えまして、○△×に分けて作ったものが18ページの左のグラフでございまして、この中でそれぞれのパーツの分析をしております。例えば進入道路ですと、整備延長が長く、道路幅の広いものというのは金額が高いわけございまして、それを見ますと整備延長が最も長い42番で4,900m、43番が2,300m、88番1,700m、45番1,300、38番が1,300mということで、そういったところは費用が高くなり、逆に整備延長の短い104番は170m、36番は240mということで、進入道路の費用が安く収まっているというような状況が見ていただけるかと思えます。管理棟と浸出水処理施設につきましては、いずれもエコサイクルセンターと同規模としましたために、差額がございません。それから、造成、貯留構造物でございすけれども、概略施設計画のところでも説明させていただきましたように、谷が狭い88番や36番につきましては、埋立処分場の埋立高さが15m必要になってくるというようなこととなりますので、この結果、コンクリートを使う量が多くなるということで、費用がかかる傾向にあるということが見て取れると思えます。また、逆に38番のように谷が狭くて、埋立処分する延長が400m長くなった場合も同じように、延長が長い関係で、コンクリートの量が多くなるということから費用が高くなるといった傾向を示しているというようなことがお分かりいただけるかと思えます。

それから、19ページが維持管理費でございまして、これにつきましては、埋立期間20年間と埋立終了してから5年間の安定化までの期間を維持管理費ということで試算しました。単価につきましては、現在稼働しておりますエコサイクルセンターの維持管理費がだいたい年間1億程度の実績でございまして、それをもとにしまして、また、被覆施設の撤去につきましては、基本構想におけます単価を準用して計算をいたしました。これでいきますと、維持管理費の20年間の費用、5年間の維持管理費用というのはまったく同じでございまして、被覆施設の撤去に若干差がついておりますけれども、これは面積に応じて、費用が若干変わってくるということで、結果的には○と×というふうに分かれましたが、これはほとんど差が付かないと見ていただければよろしいかと思えます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長：ありがとうございます。そうしましたら、ご審議をお願いしたいと思います。資料の13から16ページまでは実際に概略施設計画、図面を書いてみた結果の評価。次の17、18、19ページはそれをもとに概算で建設費をはじいた

結果でございます。なお、19ページの維持管理費はほとんど差は付かないということで、今回の検討では維持管理費が影響を与えることはなかろうと判断をいたします。ですから、図面を書いてみて16ページまでの評価とあとは17、18ページの概略建設費を見ていただいご判断いただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

簡単に13ページからの計画案のおさらいをすると、×は1個です。14ページのナンバー15、例の浦ノ内湾のほりですね。非常にきれいなミカン畑が中にあったというところ。ですから、これはミカン畑でアウトということかと思えます。それ以外は○と△です。△を見ていたのですが、△の中でも濃淡というか、△の中の優劣があるなど思っています、例えば15ページの36番を見ると、これ一つ目の文章、要は谷底の谷が狭い、だから施工が大変である、尾根近くまで切土しなきゃいけないよね、ということが理由になっております。ですから、建設の困難性があるということで、△になっていますが、△の中でもちょっとしんどいほうの△じゃないかと思えます。×に近い△じゃないかと思えます。

次の15ページにいきまして、38番。これも谷の形がV字状で狭い。これも建設の困難性を書いてあります。あと、この場合は2つ目の文章に道路の改良を1,300m行おうがしんどいということですから、合わせ技でこれはもっと悪い、きわめて×に近い△。できないことはないというので△でしょうけれど、きわめて×に近い△と思えます。

42番も谷の形が湾曲していると。これも確か図面で見ていたら谷が狭くて、尾根近くまで切土工事をするということで、建設の困難性があります。この場合、もうひとつは高い標高でのアプローチ道路の整備、4,900m、これが決定的なのですが、これも38と同様に×に限りなく近い△。建設できないことはないが、金がかかるよね、ということになります。38、42はおそらく私の判断では非常に×に近い△。

43番、これも谷の上流側、谷底の幅が狭い。狭いので、これは理由としては屋根を支える柱が必要になると、その技術的な困難性があるというのが理由になっておるのですが、これは例えば104番、一番最後の採石場の跡ですね、ここでも屋根を支える柱が必要ですよとなっております、104番を○にするのであれば、その前のページの43番の柱が必要というのはあまり理由にならない。けれども、43の場合は、2段落目ですね、林業用作業道の拡幅2,300m行いますよ。道路に金かかりますということで△になっているので、△の中でも真ん中くらいの△。

次に16ページの45番がこれ先ほど私がこだわっていたところで、これは△なのですが、これ結論から言うと、△でもいいほうの△、○に近いほうの△

かなと私は判断いたします。というのは、まず1つ目の文章、これも屋根を支える柱が必要になるということで、これは先ほどお話しした104番を○にするのであれば、柱の問題はあまり大きくないと判断せざるを得ない。次が道路の改良を1,300m行くと、特に集落の中を通るということがございますが、だからその意味では△でも、△プラスというのでしょうか○に近い△かなと思います。私は○にしちゃってもいいのかなと個人的には思うのですが、問題は問題なので△なのでしょうね。

次88番、これはきついですね。これもやっぱり谷底の幅が狭いということで、工事する時にほとんど尾根を切る、切土するということで建設の困難性がございます。これは非常に大きいですね。2つ目はアプローチ道路に金かかりますよということで、これも△。ですから、これも×に近い△ということになるかなと思います。

ですから、△をもう少し分けてもいいのかなとも思うのですが。皆さん、ご意見、ご質問、ご指摘あればお願いしたいと思います。特に例えば○を△にすべきだとか、×を△にすべきだとか、その逆とかですね、そういうのがあれば非常に重要ですので、ご意見いただければありがたいです。

委員：被覆面積が大きく、施設幅が大きくなると、柱が必要で、遮水性能の確保が技術的な課題となると書いてあるのですが、この課題というのはもうクリアされている課題なのじゃないでしょうか。全国的に見て、その程度の大きさのものがいっぱいありますよね。

事務局：委員のおっしゃる通りで、大体60mくらいの幅より長くなれば、屋根に柱を整備するケースが多いようございますが、すでにもう60mより大きな、長い柱が付いた処分場はありますので、技術的にはほぼ確立できていると思います。ですから、技術的な課題とは書きましたけれども、それは費用にも若干かかってくるかなと思いますけれども、遮水工以外のところをきれいに遮水できるかといったところが問題というかテクニックだと思います。

委員長：よろしいですか。そういうことで、43番、45番、そして104番については技術的な課題があるという指摘というか、後に残しておくべき評価内容ということで、今回の評価にはほとんど影響しないと考えていただいてもよろしいかと思います。他いかがでしょうか。委員長としての意見じゃなくて、委員としての意見なのですが、また45番なのですが、これ確かに△なのですが、他の△に比べると非常に弱い△かなと。見た限り、明らかにナンバー45の△の評価内容の理由が弱いので。先ほどちょっと△の内容が3つに分類できますねという話をしましたけれど、少し△の中でも細かく分けておいた方が、後々説明するのに楽じゃないでしょうか。

委員：少し教えていただきたいのですが、評価の重みということが先ほども

ございましたけれども、8ページからの地形判読ということで評価をいたしましたよね。今検討しているのは概略施設計画案ですけども、評価の重みということでいえば、私は素人ながら、地形判読が大切ではないのかなという気がいたします。その際に45番が×になっているのに、概略施設計画案でもう一度検討するというのはいかがなものかと思ったのですが。

事務局：ありがとうございます。今は、順番に評価項目につきましてご説明を続けさせていただいているものでございます。まずはそれぞれの項目ごとに評価基準に照らして、どういった評価になるのかということをご説明させていただき、例えば概略施設計画であれば、11箇所でも△×がどのようになるのかということをもまずは一回出しておいて、それからその他の評価とどのように組合せて総合的に評価していくかといったことを、ご説明させていただきたいと思っております。その中で委員がおっしゃったような、重み付けは入ると思います。

委員：よく分かります。先ほど、この委員会で、地形判読の評価が検討されて、45番が×ということが認められたので、概略施設計画案の説明は不要じゃないかなと思ったのです。資料をお作りになっている時点では、審議される間に色々と浮かび上がってくることもあると思ったというご説明はよく分かるのですが、これまで審議の時点で×になったということで検討から外してもいいのかなと思ったのですが。

委員長：客観的な評価というか検討という意味でいうと、各々3つの現地調査と地形判読と施設計画という3つの柱が出ましたが、やはりそれらの評価は検討するほうが良いと思います。後ほど結論のご説明もありますが、その中で広い意味での重み付けもあり、例えば45番の理由を色々と書いていますが、その事務局案ではなくて、そもそも防災の観点によって現地踏査と地形判読で危ないと認められたので×にするという文章に変えるという方向性もあります。ですから、全ての項目を検討してみて、その上で21ページからの総合評価でご議論いただけるとありがたいと思います。

委員：分かりました。

委員長：はい。いかがでしょうか。ご意見等々。

委員：別の観点からでいいですか。18ページの概算事業費が一番安いのが44番になっていますが、最終候補をみると44番が外れています。その44番が最終候補から外れた理由について、どれだけ重み付けて強くいえるのかなということを見ておったのですが、敷地内に明瞭な地滑り地形があり、それへの対応を行う必要があるということが資料1の15ページの方に書かれています。ただ、地滑り地形に対応する必要があるのだけれど、評価は○なのですね。私の考えでは中流部にある地滑り地形に対応するためには、地滑り対策工

をおこなう必要があり、対策工事の際にはそこを掘削するなりしますから、より地滑り地形が不安定になるので、アンカーで止める等の対策工事が必要となって、工事費がかかるということもあり、拡大解釈をすると44番は確かに最終候補とするには、不適切なのかなというような理解をしました。もしそういった理解でよろしければ、どこかに対策工事の観点からの記述があればいいのかなと思ったのですが。

事務局：今回は現地のきちんとした調査、ボーリングなどを行っているわけではないので、地滑りがどこまであって、どういった対策があるかなどをしっかりと把握はできません。一番安いのは上のほうから不安定な地滑り地形を取っばらってあげるということが一番簡単で、穴を掘って水を抜いてあげることになろうかと思いますが、そういった対応ができるレベルであれば、2億から3億の間程度でいけるのではなからうかと思いますが、ただ、それくらいかかるということを確認できているものはございません。処分場は山の中の谷地形に作るということが多いこともあり、不測の事態に備えて、概算事業費をはじく時には、直接工事費という実際にかかる工事のお金の一律5%から10%程度を積み増しにするやり方が多いようでございますので、今回もそういった不測の事態の対策費分として、全箇所一律、直接工事費の10%程度、額にしたら3億円程度くらいを積み増ししておりますので、地滑り対策等の対策も含んでいるという言い方もできるのかと考えております。ただ、本当にひとつひとつの規模、対策工がどれくらいかかるのかということは、机上ではなかなか把握することができないもので、恣意的みたいなところ、疑った目で見られることが少し怖いので、今回は全箇所一律10%という形で計上しております。

委員：ただ、44番に関しては施設内に明瞭な地滑り地形が、大きな地形が入っているということは明らかだと思うんですね。ですので、私の意見とすると、15ページの評価結果のところ、地滑り地形に対応した対策工事を設ける必要があるのでは、評価を△にすることはいかがでしょうかという提案です。

委員長：そうですね。今のご意見については、21ページ以降の総合評価のところを検討しましょう。事務局のお考えとして、地滑り、それも明瞭なのがあるので怖いというのわかりますし、そのためには委員からそういう文章を加えてはという話でしたが、地形判読とともに全体的な評価と考えるとほうがいいと思いますので、総合評価のところに入れる方向でいきたいと思います。

委員：総合評価というのは、それまでの各段階の評価結果を踏まえた総合評価という意味ですね、はい。分かりました。

委員長：そのほうがいいと思います。やっぱり工事の一部にもなりますので。よろしいですかね。他いかがでしょうか。はい、お願いします。委員。

委員：すみません、ちょっと話を蒸し返すようなことになるかも知れないですけども、委員長が気にしていた、先ほどの43番、45番、104番の評価ですけど、△○の評価は自分もこれでいいのかなと思うんですけども、場内の柱という項目です。柱が必要なのは3箇所全部一緒なのですが、これらは搬入路、道路の部分で評価が変わっているといっても構わないと思いますけれども、これを将来公表した時に、道路じゃなくて、主の処分場の建設の内容に重きをおくべきではないかとかいう議論になってきた時に、課題があるとかという表現はちょっと面白くないのではないかなと。今、申し上げたように、もう技術的にはクリアできている問題であって、これはあまり入れない方が自分はいいいのかなという気はしていたので、もう一回言わせていただきました。

委員長：ありがとうございます。将来のメモ書きとしては非常に重要なコメントだと思うのですが、特に評価結果というタイトルついていますので、それに影響がないということであれば、余計な情報ということになりますので、削除したほうがよろしいですかね。では、これは削除いたしましょう。ただし、将来に向けては重要な情報ですので、例えば欄外に評価に影響しないが、といった脚注みたいな形で書くのはどうでしょう。でも、書くほどの事ではないかな。

委員：書かなくてもいいんじゃないでしょうかね。今はもうクリアできていて、それほど課題とも言えないので。

委員長：実施設計の段階の話だからいいですかね。

委員：そう思うのですけれどね。柱の話は必要ないかなと思いますが。

委員：柱を付けることで、例えば工事費が3割高くなるみたいな話があるのですかね。

事務局：先ほどご説明したように、大体60mを超えたら柱が必要になってきますが、やっぱり技術的なところも出てくるので、60mが屋根の単価の変わり目になります。柱があるなしに関わらず、60mより広いか狭いかで平米の単価が倍に切り変わっていきます。きちんと一つ一つを積算した結果では、微妙に変わるかもしれないですけど、大体倍に単価は変わってきます。

委員：それは17ページのお金の中に反映されているのでしょうか。

事務局：反映しています。

委員長：そういうことであれば、やっぱり評価の根拠にはならないので、この15、16ページから削除すべきではないかと思います。いかがでしょうか。

一同：異議なし。

委員長：ありがとうございます。

委員：1点だけ。削除はするものの、概算事業費の中で上下があるのは、こういう点、

こういう点、こういう点なんですよというのをそれぞれ書いておけばいいと思うのですが。

委員長：例えば 18 ページの評価の表の下にカッコでいろいろコメントございますが、こんな形で残したらどうでしょうか。何番については柱建てる必要があるので、若干高くなっていますと。

事務局：後ほど、触れさせていただこうかなと思っておりましたのですけれども、今回のこの件だけじゃなく、これまでの委員会のご審議の中では、私ども事務局のほうからこの委員会のご審議の資料としてご提案させていただきました内容の中で、委員会の審議の中でもっとこういうものがあったらどうでしょうかと、追加のご提案などをいただきまして、それを実際の評価に反映させていただきながら、評価をしてきたというような経過がございます。

報告書というのでしょうか、この委員会の審議をまとめ、経過のまとめということとしましては、この資料は審議で使ったということは、これはもう変わらない事実でございますので、この資料を使って委員会の中で審議をして、その結果、こういうふうになりましたというような経過をちゃんと分かるように残しておくことにしたいと思っております。そのようなやり方にさせていただいてよろしゅうございますか。

委員長：よろしいですか。そうしましたら、本日の資料は変わらないと。審議のための資料ですから。ただし、委員会の審議の結果として、ナンバー43、ナンバー45 とナンバー104 については、この屋根を支える柱の件は、評価には影響しないので、特に考慮しない。そのような形のまとめにしたいと思います。はい、ありがとうございます。他に、ございますか。ないようでしたら、休憩をまた 5 分挟みまして、最後に総合評価にいきたいと思っております。

－ 休 憩 －

委員長：そうしましたら、中澤委員は公務のご都合で帰られましたので、この体制で再開したいと思います。次、21 ページからの総合評価ですね。これの説明を事務局からお願いします。

事務局：はい、事務局でございます。その前に、20 ページですが、今回の 11 箇所につきまして、この対象地内の土地に関する登記情報を収集いたしました。ただし、測量や調査をしたわけではございませんので、エリアを確定をしたわけではなく、参考ということになります。今回使用しているのが、その箇所を土地の登記簿によります所有者さんの数と、その登記が一番古いものかいつ、一番新しいものかいつ、行われたものかということをお示してございます。一番多い所有者数は、15 番の 92 から、一番少ないのが 3 ということで幅がございます。法務局の受付も、古いものでは明治 36 年から始まるという情報でございます。

最後、21 ページからでございますが、これまでご紹介をさせていただきました項目につきまして、総合評価ということで、先ほどもお話ございましたけれども、現地踏査と地形判読、この2つの評価内容によりまして、箇所ごとに評価をしていこうということで、整理をさせていただきました。それぞれの現地踏査、地形判読の評価内容をもう一度こちらにお示しをさせていただきます、その項目に対して、どう総合評価をするかということを書いた赤い枠の中に書いてございます。例えば15番でございましたら、調査対象地内の中にミカンを栽培している箇所があり、これを避けて新たな施設を整備することは不可能である、これが現地踏査の内容のまとめかと思っております。また、地形判読で申しますと、上流の谷で土石流の発生した場合に影響を受ける可能性が高いということをお断いたしますと、ここにつきましては新たな施設の整備には適さないものと考えられるということ、2つの項目からの評価として考えたところでございます。

ナンバー18でございます。谷地形の地形でございますけれども、現地踏査の結果が△、地形判読も△というところでございますので、総合的な評価としましては、進入路の拡幅がなかなか難しいことから新設の進入路を整備する必要があるというようなことではございましたけれども、それ以外は特に新たな施設の整備には課題がないと考えたところでございます。

22 ページに移らせていただきまして、ナンバー19でございますが、こちらのほうは現地踏査の結果が△、地形判読が○ということでございます。△になっている内容としましては、調査対象地の中にミカンを栽培している箇所があったけれども、これについては施設の配置を計画的に避けることが可能であるというようなことでクリアできる状況だと考えてございますので、これにつきましても特段の課題はないものとするところでございます。

ナンバー36でございますけれども、現地踏査の結果は×評価、地形判読は○評価ということでございます。その内容としましては、谷底の幅が狭いということ、中流部の右岸に大きな岩塊や転石が見受けられるというようなことで、施工上課題があるということをお断いたしますと、評価としては新たな施設の整備に適さないと考えたところでございます。

23 ページに移らせていただきまして、ナンバー38ですけれども、現地踏査の結果が×、地形判読が▲ということでございまして、ここにつきましては前回からも言われていますように文教施設であります県立の香北青少年の家、ここに面した道路を車両が通行することによる影響があるということと、この地域の調査対象地の上流の谷において土石流が発生した場合に影響を受ける可能性というのが高いということから考えますと、新たな施設の整備には適さないものと考えたところでございます。

42 番ですけれども、現地踏査が×、地形判読が▲ということをごさいます、土砂流出の防止対策、雨水排水対策というものをしっかり講じる必要があるということと、進入道路の延長が長いということ、それから冬季の通行に支障が大きいというようなこと。それから地形判読の結果でごさいますけれども、土石流が発生した場合に、進入路に与える影響の可能性が高いというようなことを考えますと、新たな施設の整備には適さないと考えたところでごさいます。

43 番でごさいます。現地踏査が×評価、地形判読が▲評価ということをごさいます、こちらも進入道路の延長が長いということ、標高が高いということとで冬場の通行に支障をきたすおそれが大きいということ。それから地形判読の結果からは、進入道路沿いに明瞭な深層崩壊跡地と異常堆積地形が認められることを考えますと、施設の整備には適さないと考えたところでごさいます。

44 番でごさいます。現地踏査は△、地形判読は▲ということをごさいます、ここの場所につきましては、国道が非常に近いということとでいきますと、アクセス性には非常に優れているというふうに考えられますけれども、この地形判読の結果から調査対象地の中流部に明瞭な地滑り地形が認められるというようなことから、影響を受ける可能性が高いということとを考えますと、新たな施設の整備には適さないと考えたところでごさいます。

25 ページに移らせていただきまして、ナンバー45 でごさいます。現地踏査が×、地形判読が×ということをごさいます、土砂の流出防止対策、相当な対策が必要であると考えられること。また、進入道路が長いということ、それが集落を通行すること、それから道路の拡幅に必要な用地確保が課題となるということがごさいます。さらに地形判読の結果からは、土石流が発生した場合に調査対象地と進入道路が影響を受ける可能性が高いということとを考慮いたしますと、新たな施設の整備には適さないと考えたところでごさいます。

ナンバー88 でごさいますが、現地踏査が×、地形判読が△となつてごさいます。こちらも現地踏査の結果から土砂の流出防止対策をしっかり行う必要があるということと、進入道路の部分的に新設が必要であるということとで課題が多いということ。それから進入道路沿いの斜面に明瞭な地滑り地形や異常堆積地形が認められるということとを考えますと、新たな施設の整備には適さないと考えたところでごさいます。

最後にナンバー104 でごさいますけれども、現地踏査が○、地形判読が○というようなことで、両方○が付いてごさいます、新たな施設の整備には特段の課題がないと考えたところでごさいます。

以上で 11 箇所の現地踏査と地形判読をあわせました評価を総合してみますと、ナンバー18 とナンバー19、ナンバー104 の 3 箇所には特段の課題がないということで、こちらの 3 箇所につきまして、新たな施設の整備に適した箇所であると考えたと一旦整理をいたしました。

その上で、27 ページに移らせていただきまして、この 3 箇所につきまして、概略施設計画案、それから施設の建設費といった評価を確認することといたしました。概略施設計画案はいずれの箇所も評価は○でございました。施設建設費の評価もいずれも○というところでございます、その費用は約 44 億円から約 46 億円の中の範囲に収まっているところでございます、この 3 箇所に大きな差はないということでございます。

それから、維持管理費と土地に関する参考情報でございますけれども、維持管理費についても、すべて同じ金額でございます。また、この 3 箇所の土地の所有者数の推定でございますけれども、15 名から 32 名ということでございますが、今は登記簿情報のみしか確認できていないものでございますから、大きな差はないと考えられます。それを、ア、イ、ウというようなことで整理しまして、ナンバー18、ナンバー19、ナンバー104 の 3 箇所を新たな管理型最終処分場の整備に適した候補地として設定してはいかがかということをご提案させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。総合評価でございます。まずは、現地踏査と地形判読の結果を見て、その上に施設計画と事業費を乗つけるという形の評価でございます。先ほど、委員から地形判読の所で×がついているのにその他の項目も評価するのか、という話でしたが、評価の方法として、事務局案としてはそのような流れで考えておられるということでございます。いかがでしょうか。

まず一つ、先ほど委員からご指摘のあったナンバー44 の内容については、24 ページに書いた方がいいですね。現地踏査と地形判読で、地滑りについて詳細に調査した結果、このピンクのところにも明瞭な地滑り地形が認められるため、影響を受ける可能性が高いことから、というところをもう少し具体的に書くといいんじゃないかなと思うのですが、どうですかね。

委員：24 ページの部分はこの書きぶりで良くて、その前段のところの○を△にするということでもいいのかなと思います。総合評価の前の 15 ページで、概略施設計画案のところ、地滑りの発生があるので、地滑り対策工が必要になる可能性があるということから、○から△にするということ。

委員長：先ほどの事務局からのご説明を考えると、15 ページの 44 番の一つ目の文章ですね。施設整備の際には、中流部に確認される地滑り地形に対応する必要があるという理由で、最後に評価を落としているのでということですね。この

文章を重くみるということですね。

事務局：大きな課題として捉えるべきということですか。課題はあるが可能だということではなくて、大きな課題があるが可能という判断にすべしと。

この項目の△は大きな課題があるけれど可能なものとしています。課題があるけれど可能と言った場合は○としています。44番は大きな課題であることから△にするという理解で良いでしょうか。

委員：この44番のところは、大きな課題はあるけれども、対応策をとることで、ここに建設することは可能だと考えています。ただ、相対的に他のところと比べると、44番は明瞭な地滑り地形があるので、地滑り地形に対応する入念な対策を検討する必要があるということが、大きな課題はあるけれど、というところに繋がると考えています。そういう意味合いでいいですかね。

委員長：そうですね。詳細を検討してみたら、お金がかからないかもしれないし、大したことはないかもしれませんが、検討をしていない現状では、非常に大きな課題であるということになるでしょう。では、15ページの44のひとつめの文章を今のような形で、この資料がどうのというのではなくて、これについては地滑り地形に対応する大きな課題があるということで、評価も△になおすという審議結果が出たということにしたいと思います。そうすると、24ページもすんなりとこのままでも読めますね。よろしいでしょうか。では他に。

委員：記述の問題なのですが、21ページの15番からですが、現地踏査の×のところの4段落目の最後あたりなのですが、ビニールハウス等は補償するけれども、ミカンの場合だと絶対に残すんだと言っている。理屈に若干問題がありますね。ミカン農家にだって、例えば向こう10年間1,000万の補償をするからミカン栽培をやめてくれと言う可能性あるかもしれませんので、理屈が通ってないと思うのですが。

事務局：ここは現地踏査によって、初めて調査対象地の中に大きなミカンの栽培箇所が2つあったということが確認できた場所になります。本来は、他の事業用途に使われている場所というのは、候補地として残ってこないはずですが、それが現地に行った時に分かったということでしたので、ここはやむを得ないというか、こういった記述で差し支えないのかなと事務局では考えています。ビニールハウスにつきましては、調査対象地の中というよりも、その進入道路の横にとか、沿線に存在するということでございますので、その進入道路を拡幅する必要があるということであれば、そこについては補償するというのもやむを得ないところなのかなということで、その違いがあると考えています。

委員：最終的に公表するにあたっては、ここだけ読んだ方はそれを理解できないと

思いますね。他にもミカンの話が 19 番にありますから、県としてはミカンの栽培ということは絶対なのだというようなお考えなのかなと思うのだけれど、ビニールハウスのほうだと、道路なので構わないということで、若干、理屈に齟齬があるような感覚を持ってしまいました。ここをちゃんとしないといけないのかなと思いました。

委員長：今の点については、高知県の土木のほうでも農地というのは非常に用地買収の難しいところがあります。ですから、このナンバー15のミカン畑というのは、用地買収すること自体がとっても難しい可能性がありますよというようなことを理解できないと、今、委員のご指摘にあった4段落目の文章の、幅幅よりも用地買収及び補償が多くなる云々、と同列の問題と捉えられる可能性があるので、そこはちょっと知恵を使わないといけないのかなと思います。

委員：すみません、この手前の段階で、何次スクリーニングか忘れましたが、農地があれば候補地にならないという話なのですよね。現地踏査に行くまで、それを確認できておらず、調査に行ったら畑がありましたという話ですね。もともと候補に乗らない場所ですが、地図上では判明していなかったものが、今回判明したのでダメですよという話ですよ。そこはちょっと付け加えてあげれば何も問題ないんじゃないかと思いますけれども。

委員長：確か3次スクリーニングで、農地あるなしというのがありましたので、現地踏査の結果、それが認められたのでダメですよ、今の委員のご指摘通りにしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、分かりました。そうしたら、もうひとつです。委員、もうひとつありますね。

委員：15番を今回の候補の中から落とすということだったら、まったく問題ありません。整備延長もほぼ同じであることについてのところの日本語が全然分からなかったのですが、落とすのであったら意味ないですね。

委員：屋根を作るのに柱を立てないといけないところが3箇所あるのに、1箇所だけ○が付いている。多分、○△の違いは進入路の建設に関わることだと思いますけれど、素人というか全然知らない人が聞いたら、主な構造物の一番大事なほうをもっと重視すべきじゃないのか、どうして○になるのか、といわれた時に、ちょっと問題が出てこないかなと不安に思います。

委員長：16ページのナンバー104のことですよ。ここが問題になるのですよね。そうしたら、これは先ほど解決したところですね。他、いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

これは結論になりますので、よく見ていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら、27ページが最終評価の結果なのですが、結果だけでなく、21ページから26ページの評価の内容も含めてこれで委員会としては了承したということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほどの審議結果をまとめると、21 ページ以降はこのまま了承するというわけではなく、1 つまず、ナンバー15 においてはミカン畑の問題ですね。これは、ミカン畑の用地の取得そのものが非常に困難と考えられるといったような、用地買収の問題じゃないということを知るようにする。

それと、24 ページのナンバー44。これについては、この 24 ページの文章自体は特に修正することなく、前にさかのぼって 15 ページのナンバー44 の 1 つ目の文章について、施設整備の際には中流部に確認される地滑り地形に対応する必要があるという部分を、先ほどの議論のように、少し詳しく書いていただいて、評価を△に落とすということで対処いたしたいと思います。

事務局：いいですか。先ほどの項目の 24 ページの上に、地滑りの関係で大規模ではないものという表現があるのですが、中流部に位置することからということではありますが、ここの表現はいかがでしょうか。

委員長：今回見た範囲の中では比較的明瞭で規模が大きいということです。確かに砂防事業で扱うものに比べたら大規模じゃないのですが、そもそもこの今回の検討対象である溪流の流域面積で大規模な地滑りは出てきませんよね。ですから、砂防事業の感覚で大規模ではないと書くのではなくて、やっぱり今回のもともとの百何箇所の中でいうと、割と規模の大きな地滑りだと思います。そういう意味では大規模ではないものという文章はないほうがいいと思います。ですから、先ほどのご発言は、ここの文言を消した方がいいんじゃないのということでしょうか。

そうしたら 24 ページのナンバー44 の地形判読の中で、「この地滑り地形は大規模ではないものの」と言う箇所の削除をお願いします。理由としては先ほどお話ししたように今回の約 110 箇所の中では比較的規模が大きく明瞭であるということでございます。

事務局：それに関連してではございますけれども、12 ページのところからこの表現を載せてございます。そこも同じように修正させていただくということ。

委員長：いかがでしょうか。12 ページは航空レーザー計測の地形判読ですね。そうしましたら、12 ページの一番上のナンバー44 の①の文章の中の 1 行目から 2 行目にかけて、「この地滑り地形は大規模ではないものの」とございますので、これも今回の中では大規模なものと判断するということにしますので、削除をお願いします。他に何かございますか。文言等々含めて。

委員：26 ページの特段の課題という箇所の「特段」は何を示しているのかなと思ひまして。要は、▲がなかったですよということですね。18 番が△ふたつ、で、19 番が△○、104 番が○○で、▲がなかったですよということ表現できるような文言として、特段ではザクッとしすぎかなというところがあります。

委員長：そうですね。△だから課題がないわけではないから、この「特段の」というところをどう書くかです。多分、今の委員のご指摘に対応するためには、ここを具体的に書く必要が出てまいりますが、本当に具体的に書き出すと、こんなものでは書けないのでどうしようかな。

委員：21 ページで「特段」という言葉を使っているのだったら、26 ページの最終評価のところでも「特段」を使ってもいいのかなとも思います。

委員長：▲が出てくるのが9 ページの表なのですね。航空レーザー計測による地形判読、ここで上から○△▲×、×はもう説明する必要ないですが、△の中身を白塗りと黒塗りにしたと。ここでは特段を説明する必要はないのですが、この内容を見て特段をどう考えるか。影響が×ほど大きな影響とまではいわないけれど、やや大きな影響であるということになります、やや大きなという言い方もないですが、どうでしょうか。

委員：21 ページでは、18 番の中身を議論・検討した結果、特段の課題はないというのが、ちょっと具体的に書かれていますので、そこを踏まえて、26 ページの特段の課題というところに繋がっていると思いますから、そのままでも構わないと思います。

委員長：同じ26 ページのナンバー104 の評価は○と○だけど、問題がないと書くのは怖いので、21 ページのナンバー18 の判断方法で、当然課題がないことはない、課題がないとは書かないけれども、そういう意味での特段という解釈ですというお答えにしましょう。多分、外部公表された時によく読んでいただければ分かっていたと思います。他にどうでしょう。

委員：この委員会とは関係ない話になるかもしれませんが、今回は11 箇所を比べるにあたって、20 万m³ということと同じ数量で設定されていると思うのですが、業界の者としては、今の日高で運営しているエコサイクルセンターも約11 万m³で20 年ということスタートし、実際は半分の10 年で一杯になるということになり、こういう委員会が立ち上がっていますので、用地を一杯上手に使って、今度はもっとたくさんの容量のものをぜひ作っていただけないかなと思います。将来、これを何回も繰り返さないといけないようなことになったら大変なことですし、この話の中での試算は20 万m³で構わないですが、用地を最大限利用して40 万、60 万m³でも構わないですので、大きく容量のあるものを作っていただきたいと思います。この会とは関係のない話になりますけれども、よろしく願います。

委員長：非常に重要なご指摘だと思いますので、ぜひ後に残るような形で今のご意見残していただければありがたいと思います。まさにおっしゃる通りで根本的な問題だと思います。そうしたら、他によろしいでしょうか。そうしましたら、総合評価の結論、あと文章含めて、この審議を終わりにしたいと思いま

す。さて、まだ議題がございます。次に報告書案についてというものがございますので、ご説明をお願いします。

事務局：ご説明させていただきます。前回の第5回の委員会の折に、この報告書案につきましては、12月に一度委員の皆様以案を見ていただいて、ご意見頂戴できたらということで、事務局から話をさせていただいたところがございますが、現実的になかなかそれが叶わず、ちょっと私どもの方も作業が遅れており、お詫びを申し上げたいと思います。そうした中で、先ほども話がありましたけれども、本日この委員会の終了後、マスコミの皆様にも委員会の審議の経過につきまして説明させていただくということで、委員会で使用いたしました資料を全て公表するというようなことになっております。今も報告書としてお見せするものを作りつつありますけれども、今回はこういった1回目から5回目までの内容について、概要版としてお示しさせていただきました。これに加え、委員会の資料、或いは、私どもがお示しさせていただきました資料とかについて、委員会の審議の中でさらにこうしたほうがいいんじゃないかということでご意見をいただき、さらに評価を厳しくしたことに關しては、そういったことの経過も含めまして、この委員会としてどのような審議をして、どのような結論になったかという報告書を整理をしていきたいと思っておりますが、今日はそういった最終形に近い案でお示できておりませんので、お詫び申し上げます。ですので、こういう形のものを事務局の方で考えていますということを経過でご報告をさせていただきました。今後、最終的なものを早急に詰めまして、また委員長にもご相談させていただきながら、この取り扱いについてご相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。実質的には審議ではなくて、報告ですね。最終報告書をまとめるにあたっては、どのような取り扱いになるのでしたっけ。

事務局：委員の皆様からご意見をいただくような形を考えています。こういった形かは相談させていただきますけれども、せっかく議論していただきましたので、委員長と取り扱い、作り方をご相談させていただきたいと思っております。

委員長：分かりました。報告書については、検討した資料や検討過程も含めて、全て出していくということなので、分量が多いので大変だというのはありますが、作業自体はあまり頭を使うことではございません。ですから、委員の皆様から、ご意見をいただくとすれば、特に審議の過程です。もともとの事務局案から変わったところも多くございます。そういったところのご確認等々も含めた皆様からのチェックをまずはいただいて、その上で、最終的な形にする際は、私の方にお任せさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでし

ようか。

そうしましたら、また報告書をお送りする時によろしくお願ひしたいと思ひます。これで実質的な審議は終わりにしたいと思ひますが、本日の議論全体を通して、何かご意見、ご質問あればお願ひしたいと思ひます。

委員：委員から、新たな施設では出来るだけ多い埋立容量を確保すべきというようなお話がありましたけれども、そこについては私どもも賛成いたします。今回、計画をして、ここから先、実行に移り、この施設が満杯なる頃に、先が見えてきたら、また次の計画をされるのでしょうかけれども、その時点でいったいどれだけ地元負担が可能なのか、どういう経済状況なのかよく分かりませんので、この際、確保できる予算をできるだけ確保していただきたい。できるだけ地元の負担が少ないような形でやっていただきたい。

委員長：ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。他にございますか。

委員：この最終処分場候補地選定委員会は、専門の方、地質ですとか、そういうご経験の方によって進められている委員会で、私は生活者として参加させていただいたことを重く受け止めておりました。それは一般廃棄物と同じように、産業廃棄物も暮らしから出てきたゴミということで、そういう行く末にはやはり生活者としても責任を持たなければいけないということと、それから選定の過程を見せていただくということが、とても重要だと思ったので、お役には立てなかったと思ひますけれども、休まず出席させていただきました。感想としては、この膨大な資料とか現地踏査とかを事務局が本当にさせていただいたことと、専門の方のご意見で公正かつ客観的に進められたことを確認いたしました。このあとも3箇所からきちんと選ばれるということを確認いたします。本当にありがとうございます。

委員長：委員も非常にいいお仕事をさせていただいているのです。前々回の公開の部分で委員のご意見を聞いたマスコミの方が、真剣な議論をしているのですね、と事務局にお話をしたということもありましたので、やっぱり何なのか専門家ばかり、喋っていても仕方がないと思ひています。やはり生活者の視点でご発言いただいたということは非常に重要かと思ひております。そうしましたら、よろしいでしょうか。

最後にまた例の今日の19時からおこなわれる報道機関への概要説明のために審議結果を作るという、仕事がございますが、これまた前回と同様な形で作ればよろしいのでしょうか。

事務局：今日はだいたいこのペーパーから変更して委員会の意見となったものが多いので、そこは全部言わなければいけないと思ひます。

委員長：そうしたら、その変更点を挙げるという作業をしましょう。前回みたいに、

評価をしたみたいなのを書くよりは、何箇所選定したと書いても、もう仕方がないので、今回の審議で事務局案から変更されたところをあげていくという形にしたいと思います。ですから、議事概要を作るというよりは確認をさせてください。

まず、資料1ですね。資料1に基づいて簡単にいきますが、4ページまでの評価基準までは今までの検討結果ですからいいとして、5ページ目の評価結果（案）から、(1)の現地踏査、現地踏査については、これ特に評価が変わったところではございませんでした。評価内容と書いてあるところの文章を変えたところではございましたでしょうか。

委員：先ほどの15番を落とすというところですか。本来なら前回で落とされたはずなのに、残ってしまったというところですか。

委員長：そうですね、意味合いとしては、今、委員がおっしゃるように前回、本来落とすべきだったのだけど、調査で現地を見て農地であることが分かったということですから、ここにその評価内容を入れないといけません。だから、一つ目の文章を、ミカンを栽培している箇所が確認され、これは3次スクリーニングの項目の農地に該当するので落とすことが妥当である、というような文章にするとかですかね。

委員：これは事務局の皆様方大丈夫でしょうか。

事務局：削除というか、そういう評価で決めるということをお願いします。

検討の土俵には乗っているわけですから、委員の皆様方に判断を仰ぐ前の事務局で提出する資料としては、載せさせていただきたい。

委員長：ですから、ナンバー15については、先ほど私がお話ししたようなことで、審議の結果、落とすことになったということになりますね。

事務局：粛々と載せておいて、最後の結果でやっぱり落ちるよねということで、やっていただければと思います。

委員長：実際、今回の議論の中で最後に分かったということですので、やっぱり審議の過程の中で初めから落とすことにはならない。ですから、この5ページの15番の文章と、あとは最終評価のところでも、二度書きしておきましょう、そういう審議の結果が出たということで、資料の修正ではなく、審議結果がそうであったという形ですね。

他に審議の結果がこうだったということで、事務局案と異なる審議結果が出たところを確認していきたいと思いますが、他、7ページまでは特に大きく評価内容を変えたところはなかったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。そうしましたら、そういう形で15番、現地踏査については15番の審議結果が変わったということをお願いします。

次が8ページからの航空レーザー計測による地形判読。特に10ページから12

ページにかけての地形判読の評価内容と評価結果でございます。先ほどのお話を、15番は淡々とこれも検討したので、これで残しておくということで。

事務局：よろしいでしょうか。18番で異常堆積地形というようなものがあつたことについて、特に何も問題ないという評価をいただきましたので、そのことを結果として、追記をしておく必要があるのかなと思いますが。

委員長：そうですね。審議結果として異常堆積地形が認められたが、大規模ではないので、十分対応し得ると判断するということですね。

事務局：それから、あと12ページの44番。先ほど言っていました大規模ではないということで削除。それから、下の45番の①で、「明瞭で規模の大きい異常堆積地形」ぐらいに違いを表現するというような話があつたかと思います。

委員長：そうですね。そういう評価内容に修正すべしという審議結果になったと思います。確か、そんなところかと思いますが、他にございますでしょうか。そうしましたら、次に13ページからの概略施設計画案はいかがでしょうか。確か、15ページのナンバー43、そして16ページのナンバー45、あとナンバー104で、屋根を支える柱については評価に使ってはいないよねというところ。これは変更点になるかと思います。

委員：44が△になります。

委員長：そうですね。44は△になりますね。理由として、この44の一つ目の文章、地滑り、中流部に確認される地滑り地形に対応する必要がある。

他はないですかね。あと、先ほどの屋根を支える柱の話については、18ページのこの囲みの中、進入道路、管理棟等うんぬん、これと同列の扱いで注記をいただく、残しておいてくださいということですね。

委員：その柱の話は、造成、貯留構造物の中へ入れるということですね。

委員長：そうですね。独立させるわけにはいかないので、文章の書き方も少し考えないといけないですね。ナンバー88、ナンバー36、ナンバー38では、ここに書いてあることが判断の根拠になっていますが、その柱の話は判断の根拠にはならないので、それを踏まえた書き方が必要であるということ。よろしいですか。

最後の総合評価でございますが、まず21ページのナンバー15、先ほどのミカン畑は3次スクリーニングの農地にあたるよねという文章を入れていただく。それと、24ページのナンバー44の、地形判読の中の2つ目の文章の「この地滑り地形は大規模ではないものの」という記述は、今回の検討対象の中では大規模ということですから、これは消しましょうということで。

委員：すみません。18ページには、柱を作るので余計なお金がかかるということは書けますが、それを評価の対象にしないというのはここでは書けないのではないのでしょうか。中身を見ると、高い、安いということだけ書いていて、そ

の評価は書いていないです。

委員長：だから、そういう意味でいうと、柱の話は一切除けてしまったほうがいいと思います。だから、単なる貯留構造物の一部品というくらいですから。除きましょう。

委員：だとするならば、高くなるという文言をどこかに書いておけばいいですよ。他にもどこかが安くなるとか、高くなると書いてあるので、他と同じような形で入れておけばいいわけであって、あとで評価しなければいいのですよね。

委員長：そうしたら、残しておく。18ページの囲みに造成、貯留構造物の2つの文章と同じように書いておくと。

事務局：柱をつけたら屋根が高くなるという話だけでよろしいでしょうか。遮水性能とかは関係ないということで良いでしょうか。

委員：これはもう課題となるというのを除けたらいいんじゃないですか。課題ではないですよ。技術的にクリアされている問題ですし。

委員長：柱が必要となる、以上ということでしょうか。

委員：柱が必要となるというのは別に構造物の問題で、わざわざ書く必要もないかなという気もしますが、柱の話を入れるのであれば、課題を除ける以外ないかなと思うのですけれども。

委員長：そうですね。マイナス評価はしないので、課題にはしない。だけど、設計上の留意点として書いたよということですね。今回はやはり評価のための検討ですので、評価に使わない情報はもう削除したほうがいいんじゃないかなと、私は考えるのですが、そういう方向でいかがでしょう。なんか、やっぱり収まりが悪くなるような気がしますね、18ページに書くにしても。

委員：遮水性能の確保が技術的な課題になるということですよ。

委員：クリアされているところですし、確保する必要がある程度ではないでしょうか。

委員：柱が場内に必要となるくらいの書き方で良いわけですよ。お金はかかるのだけれども、大きな課題ではないですよ。

委員長：だから、評価には使わないということですよ。そうであればもう設計の中で出てくるだけなので、別につつみ隠すわけではないのですが、やはり要旨を明確にするためには、評価に使わない情報は書かない方がいいですよという審議結果にしたいのですが。

委員：不勉強でよく分からないのですが、柱があることによって、遮水シートを柱がぶち抜いて下の固い岩盤までいかないといけないので、それが遮水性能を低下させる恐れがあるというのは分かるのですけれども、今の技術で遮水性能が確保することに、危険性があるのかどうかという判断が分からないのですが、そこはどうでしたっけ。

事務局：遮水シート自体は現場で施工するものですから、なるべく張り合わせ部分が少ないほうがいいわけですが、柱の部分をくり抜くことになりますと、柱の周りをすべて遮水できるように押さえないといけないということで、どうしてもきっちりとした施工がいるということです。それは技術的にはクリアできています。実際にそういう施設もございますので。

委員：技術的にはクリアなのです。問題なし。若干、費用がかかりますということですね。柱が必要な分。ただ、試算では、あまりほぼ変わらないということで、お金の部分も書く必要ないかなと。

この柱のことを除けてしまうと、この3項目は全く差がないわけです。進入路のことだけになります。

委員長：そうしたら、柱は評価には使わないという審議結果を出しましたということにします。

また戻ります。24ページのナンバー44までいきました。あと、ナンバー45、ナンバー88、ナンバー104の文章いかがでしょうか。ナンバー45は、確か地形判読の中で、明瞭な異常堆積地形というのを広大なというか、大きいというのも書き加えていただく。それと、ナンバー88はこれでいいですね。ナンバー104も特に問題ないと思います。そんなところでしょうか。

一同：はい。

委員長：そうしたら、27ページは皆さん、特段のご意見もなかったと思いますので、こんな形で審議結果、事務局案から修正、変更があったところをまとめたいと思います。そうしましたら、審議を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。これで6回にわたる委員会の審議をすべて終了いたしました。先ほどお話ししたように、これから出る報告書、また再度ご検討をいただくこととなりますが、審議自体はこれで終了でございます。ご苦労様でございます。

事務局：すみませんが、まだ公表の期間がかかるということがございますので、申し訳ございませんが、これまで通り机の上に資料を置いていただければと思います。

委員長：ですから、報告書の段階になってからですね。皆さんにお渡しします。よろしいですか。そうしましたら、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局：どうも、委員長をはじめ委員の皆様、本日は長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございます。おかげさまで、先ほど3箇所の最終候補地を選定していただきました。誠にありがとうございます。我々も管理型産業廃棄物の最終処分のあり方について、一昨年来、検討を進めてまいりまして、やっと候補地となりうる所を3箇所にお決めいただきました。これからは、地元の市町村、そして住民の方々へ今回、選定した理由をしっかりと

りのご理解いただけるように、丁寧に説明してご協力をいただけるように進めてまいりたいと思います。あわせまして、最終処分場の必要性、機能、それから安全性、そういったものをあわせて説明もさせていただいて、県民の皆様、地域の皆様にご理解いただけるように、しっかり取り組んでまいりますので、また引き続きご支援、ご指導のほどよろしく願いいたします。本当に大きい課題につきまして、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

報告書の方もしっかりと整理をさせていただきまして、また案としてお示しさせていただいて、また皆様に一度見ていただいた上で整理をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

一同：ありがとうございました。